

## ■ ケーブルテレビ契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

加賀ケーブル株式会社（以下「当社」といいます）は、このテレビ契約約款（料金を含みます。以下「約款」といいます）及当該別記で定めるところにより、当社が設置する有線電気通信設備によるサービス（付帯するサービスを含みます）を提供します。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。2．当社が別に定めるところとしている事項については、随時変更することがあります。

#### 第3条（用語の定義）

この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送サービス	アナログ放送サービス及びデジタル放送サービスを総称しています。
2	ケーブルテレビ加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約（以下「加入契約」といいます）
3	集合住宅契約	共同住宅、集合住宅（2以上の親世帯が入居可能なアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社が半荘するもの）に当社が施設を設置（導入）を行うための基本となる契約。
4	契約者	当社と加入契約を締結した者
5	加入申込者	当社と加入契約の申込みをした者
6	セットトップボックス	デジタル放送サービスを提供するために必要なデジタル方式による受信機器（以下「STB」といいます）
7	機器等	STB及びリモコンその他の付属品をいいます。
8	ICカード	STBに接続装着されることにより、STBを制御し、契約者の視聴履歴を記録する為のICを埋め込んだカード
9	B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
10	C-CASカード	デジタルサービス用ICカード
11	タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電波等を分岐する機器で、受信器端末に最も近接する分岐点機器
12	クロージャー	有線放送設備放送の線路に存在し光ファイバーをその先端において他の光ファイバーの先端と接続させる設備であり、受信器端末に最も近接するものをいう
13	保安器	有線放送設備と加入者側との責任分界点として設置するもので、雷やサージ等によって印加された異常電圧・異常電流の混入を防ぐ保安のための機器（以下「保安器」といいます）。
14	V-ONU	光放送端末
15	HFC	光ファイバーと同軸ケーブルを併用した方式
16	FTTH	センターから加入者宅まで光ファイバーで接続する方式
17	消費税負担金額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第4条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

#### 第5条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者やめこの約款を承認し、別記定める加入申込書により所要事項を当社に届知することを申込みとし、当社がこれを承認したときに成立するものとなります。但し、加入契約のライトコースについては、加入申込者が共同受信組合からの加盟である者、電波障害対策の確保が終了した者、アナログマルチチャンネルからの加盟である者が原則となります。

2．当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承認しないことができるものとします。又、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。

- 当社のサービスの提供が保護装置面での技術的に非正常により困難な場合。
- 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがあるなど本約款上要求される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
- 申込時に申請した事項と実態、不備（名義、捺印、識別のための番号及び住所情報等の相違、記入漏れ等を含みます）がある場合。
- 加入申込者が当社の放送する番組著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
- 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていない場合。
- 加入申込者がこの約款に同意する恐れがあると認められる場合。
- 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合。
- その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
- 有料番組を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社から定める所定の様式に記入する場合のみは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。
- 有料番組の利用については、別記定める「有料番組サービスの料金に関する規約」（以下「有料番組規約」といいます）に同意の上、申し込みを行うものとします。
- 当社は、本人性及び年齢の確認の為身分証の提示を求めた場合、加入申込者及び契約者はこれに応じるものとします。

#### 第6条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2．前項の規定による加入契約の申込みの撤回は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。

3．第1項の規定より加入契約の申込みの撤回等を行なった者は、実際に支払った加入契約料の返付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行なった場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反してと明らかと認められるときは、この限りではありません。

4．加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

**第7条（利用期間）**
当社は提供するサービスの利用期間は、1ヵ月単位で自動更新とします。

**第8条（解約）**
契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以上前に当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。

2．契約者が解約の場合、第15条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月未だに精算するものとします。
3．契約者の場合、加入契約料は払戻ししません。
4．解約の場合、当社はサービスの提供を停止するとともに、契約者の届寄りタップオフから保安器（またはクロージャーからV-ONU）までの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）に係る施工部分及び機器等を撤去し、契約者は、別記定める加入契約解除に伴う工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者所有若しくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担で行うものとします。
5．契約者は本条に定める解約、及び第9条（停止及び再開）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がな場合、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

**第9条（停止及び再開）**
当社は、契約者において加入契約に基づく料金支払債務及び加入契約外に基つき契約者が当社に支払うべき金額債務の全部又は一部の支払、が遅延した場合、これらの支払、を怠る恐れがある場合、又はこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上でサービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。尚、停止の場合は第12条（一時停止及び再開）の規定を、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取り扱います。この場合、当該停止に関し、当社は、契約者ひんらの責任をも負担しないものとします。
2．前項の場合において、当社が業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告しないうで、サービスの提供を停止すること、また、催告しないうで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
3．当社は、当社又は契約者の責めに帰すべき理由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余蘊なくされ、かつ代替措置が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
4．共同住宅、集合住宅等の複数施設よりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者ひんらの責任をも負担しないものとします。

### 第2章 サービス

**第10条（当社が提供する放送サービス）**
当社が提供するサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。なお、放送サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。

（1）アナログ放送サービス
放送法第2条に定める「放送事業者」のラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス。

（2）デジタル放送サービス
ア）デジタル基本番組サービス
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次のデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。
イ）デジタル有料番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」が行なう有線放送サービス。ただし、デジタル有料番組サービスはデジタル基本番組サービスを指し、ただし場合により利用、ただします。なお、デジタル有料番組サービスは、別記定める有料番組規約により提供するものとします。

**第11条（放送サービスの変更）**
加入者は、当社が提供する基本番組サービスの変更を申し込むことができます。
2．基本番組サービスの変更の場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱、ます。
3．変更の申込みを当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は料金表に定める工事費を支払うものとします。
4．当社が加入者の支払が滞り加入者に滞りがある場合は、変更を拒絶しない場合があります。
5．放送サービスの変更を行った場合には、変更後の料金を支払うものとします。

**第12条（一時停止及び再開）**
契約者は、当社が提供する放送サービスの一時停止又はその再開を希望する場合は、すみやかに当社にその旨を申し出るものとします。一時停止の場合は希望日の10日以上前に申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、別記定めます。
2．前項の一時的期間は、3ヵ月単位を基本とし、最長6ヵ月とします。期間が満了した場合は、当然にサービスが再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時的にはできません。
3．停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から3ヵ月は無料とし、4ヵ月から再開した日の属する月の前月までの期間は1,200円(税込1,320円)/月額をお支払いいただくものとします。なお、料金の日割りで計算による精算もいたします。

4．一般放送およびライトコースについては、特に当社が認める場合を除き、一時停止はできないものとします。
5．一時停止の場合、サービスの停止をするともに、貸与した機器等を撤去します。
6．一時停止及びその再開により費用が発生した場合は、加入者がその費用を負担するものとします。
7．当社は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、一時停止および再開を取扱、ます。
8．6ヵ月を過ぎて再開なき場合は、解約とします。

### 第3章 料金等

**第13条（料金の適用）**
当社が提供するサービスの料金は、利用料、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。
2．料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第14条（同動加入に伴う基本番組利用料の割引）

当社が次に定める条件をすべて満たす場合、料金表に定める利用料の割引を適用するものとします。
（1）第15条（利用料）の規定に従い、基本番組利用料及びデジタル基本番組利用料の支払、がなされている。
（2）契約者は、当社が提供する加賀ケーブルのインターネット加入契約若しくはケーブルプラス電話契約について、一方又は両方加入し基本番組利用料の支払、がなされている。
（3）本サービスの契約者と（2）で定める契約が契約者が同一である。
（4）本サービスの加入契約と（2）で定める契約が利用する施設が同一である。
（5）本サービスの料金の支払、と（2）で定める契約の支払が同一である。
2．前項の適用は、1契約に限り1の適用に限りま。

**第15条（利用料）**
利用者は、当社の業務の提供を受、始めた日の属する月の翌月からこの加入契約の解除を申し出た日の属する月まで、同一世帯の加入契約ごとに、料金表(1)加入契約料・利用料(月額)に定める利用料を当社に支払うものとします。利用料金は毎月1日から末日までを1ヵ月として、原則単位で計算をります。

2．当社は、社会経済情勢の急いに伴い、利用料の改定をすることができます。改定する場合は、2ヵ月前に当該利用者へに届知するものとします。

3．利用料には、NHKの放送受取料及び衛星放送受取料は含まないものとします。

4．当社が、第10条に定めるサービスを月のうち必ずつき10日以上行なわかつた場合の利用料は、日割りで計算による精算を行うものとします。

**第16条（貸借返戻）**
当社は、当社が有する契約者の料金、その他の債権を譲渡することがあります。

**第17条（端数処理）**
当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税負担金額を加算して計算します。ただし、損害金は相当するものは、消費税負担金額を加算しません。
2．料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
3．実際の請求金額と料金表に規定する税込金額との差額が異なる場合があります。

**第18条（割増金）**
契約者は、料金を支払いを不払いにした場合は、その未払い額のみ、その未払い額（消費税負担金額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を消費税負担金額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

**第19条（延滞処理）**
契約者は、料金、又は割増金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもお支払いがな場合、は、支払期日の翌日から起算して支払、の滞りまでの期間について年14．5%の割合で借出し得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払、があった場合はこの限りではありません。

**第20条（明限の利益の喪失）**
契約者が料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求より当社に対する一切の債務の明限の利益を失ひ、直ちに債務の弁済をして頂きます。

### 第4章 施設等

**第21条（施設の設置及び費用の負担等）**
当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、放送センターからタップオフ（またはクロージャー）までの施設（以下「当社施設」といいます）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者の最高りのタップオフから保安器（またはクロージャーからV-ONU）までの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）を負担するものとします。

2．契約者は保安器（またはV-ONU）からテレビ受信機までの施設（以下「契約者施設」といいます）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます）を負担し、契約者施設を所有するものとします。

3．共同住宅、集合住宅等の複数施設よりサービスの提供を受ける契約者について別施設を構築するものとします。
4．当社がこの約款にかたがって放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

### 第22条（設置場所の変更）

契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。
（1）変更先が同一敷地内の場合
（2）変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
2．契約者は、前項の規定より引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとします。ただし、移る工事は当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。
3．契約者は、第21条（施設設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。
4．契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者同様の承諾を申し出ることができるものとします。
5．契約者同様の移動が前項に定める場外であった場合は、加入契約内容の変更又は制限がある場合があります。
6．当社は、第4項の申し出があったときは、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱、ます。
7．第4項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行、ます。

**第23条（施設の設置場所の有無の保証）**
契約者は、当社又は当社が指定する業者が当社施設を設置、検査、修繕等を行なうため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構造物等への出入りについて便宜を供与するものとします。
2．契約者は、施設設置について、地主、家主その他の利害関係人があるときは予め必要な承諾を得おくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

**第24条（維持管理責任の範囲）**
当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部又は一部が停止することがあること、これにより、当社が契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は削減されないことを承認するものとします。
2．契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

**第25条（施設の故障等による費用負担）**
当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要がけ措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は別途に要した費用）の額を消費税負担金額を加算した額を負担するものとします。
2．契約者は、契約者の故意又は過失により当社施設（当社機器等を含みます）に故障または損害が生じた場合は、この修復に要する費用の額を消費税負担金額を加算した額を負担するものとします。

### 第5章 損害賠償

### 第26条（放送サービス内容の変更及び終了）

当社は、放送サービス内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によって起こる損害の賠償はひんじません。

**第27条（免責）**
放送サービス及び加入契約に関し、当社が契約者及び加入申込者に対し負担する責任は、いかなる場合であれ、第7条（利用期間）にて定める利用期間の1ヵ月分の利用料を限度とする損害賠償責任に限り、これ以外の何らの責任をも負担しないものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由によるものについては、何らの責任をも負担しないものとします。
2．当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任もたわぬものとし、損害賠償義務を一切認めないものとします。

**第6章 I-Cカード**
**第28条（B-CASカードの取扱い）**
当社は、STBに挿入されるB-CASカードを各1台につき1枚を貸与します。契約の解除があった場合、契約者は速やかに当社に返却するものとします。ただし、A-CAS内蔵STBについては、B-CASカードの貸与はごさいません。
2．STBに挿入されるB-CASカードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用権承諾書(別紙)」に定めるところによります。尚、B-CASカード再発行費用については料金表の定めによります。

**第29条（C-CASカードの貸与）**
当社は、デジタル放送サービスの契約者に、C-CASカードをSTB1台につき1枚を貸与します。
2．C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第8条（解約）及び第9条（停止及び再開）の規定により解約又は当社が行なう契約の解除を行なうまで、STBに挿入装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。
3．契約者の責めに帰らぬいC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C-CASカードを交換することがあります。
4．契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。

5．契約者は、次の各号を行なうことは出来ません。
（1）C-CASカードの複製・翻案、及び偽造・変造・改ざん等のカードの機能破壊を与えること。
（2）C-CASカードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。

**第30条（C-CASカードの紛失等）**
契約者は、C-CASカードを紛失又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。
2．当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-CASカードを無効とします。

**第31条（C-CASカードの再発行）**
当社は、C-CASカードを再発行することを適宜と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。尚、C-CASカード再発行費用については別記に定める「機器損害金一覧表」によります。

**第32条（C-CASカードの返却）**
契約者は、第8条（解約）及び第9条（停止及び再開）の規定より解約又は当社が行なう契約の解除を行なう場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

### 第7章 権利

**第33条（禁止事項）**
契約者は、当社が提供するサービスを、第三者に複製媒体・記録等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。
2．契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3．前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供が延期となり、契約したもものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
4．当社の放送サービスの権利を可能とする目的で、当社が設置した設備、機器以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービスの利用の目的以外で、当社の機器等を使用することができません。
5．契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

**第34条（契約者の氏名等の変更）**
契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届けていただきます。

**第35条（契約者の地位の承継）**
相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併継承する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届けていただきます。
2．前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届けていただきます。これを変更したときも同様とします。
3．前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者と定め、これを届けていただきます。これを変更したときも同様とします。

### 第36条（加入申込の住所事項の変更）

契約者は、申込時に申請した所要事項について変更がある場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。

**第37条（契約者に係る個人情報取扱い）**
放送サービス、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、若しくは担当設備事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の徴収又は料金の請求その他の当社の業務等の規定に係る業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、業務の遂行に必要な範囲での利用には、加入契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合があります。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報の取扱いに関する宣言とその処理事項に定めます。

**第38条（権利返却）**
この約款に関する権利返は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

**第39条（合意締結）**
放送サービス及び加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社が所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第1審の専断的合意管轄裁判所とします。

**第40条（言語）**
この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物も何ら効力を持たないものとします。

**第41条（定めなき事項）**
本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

**第8章 附帯サービス**
**第42条（デジタル放送サービス）**
当社は、デジタル放送サービスの内容及び放送期間を原則として当社の指定するE-P-G（電子番組表）により提供するものとします。ただし、E-P-G(電子番組表)により提供する内容及び放送期間は、変更される場合があります。
2．当社は、内容及び放送期間の相違、間違い、ならびに変更によっておこる損害の賠償はひんじません。

### 第9章 端末機器

**第43条（端末機器）**



られる外観上の異相がある場合を除き、ケーブルモデムまたはD-ONU の交換を要求できないものとします。
6. 当社は、ケーブルモデムまたはD-ONUの修理又は故障が発生した場合、当社の費用負担によりケーブルモデムまたはD-ONUを取り替え又は記録することができるとし、加入契約者はこれに協力をものとします。
7. 加入契約者は、加入契約者の故意、過失、第三者の行為によるケーブルモデムまたはD-ONUの損傷、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
8. 加入契約者は、返還までに生じたケーブルモデムまたはD-ONUの毀損、盗難、滅失について、加入契約者の責に帰すべき場合には、当社に対して代替機器の購入代金又は修理費用相当額を、損害賠償として支払うものとします。

#### 第22条（ケーブルモデムまたはD-ONUの設置場所）

当社は、ケーブルモデムまたはD-ONUを原則として加入契約者が指定する場所に設置するものとします。

#### 第23条（技術基準等の維持）

当社は、ケーブルモデムまたはD-ONUを技術基準等に適合するよう維持するものとします。

#### 第24条（ケーブルモデムまたはD-ONUに異常が生じた場合の措置）

加入契約者は、ケーブルモデムまたはD-ONUに異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する業者がその原因を調査し、当該装置の修理を行うものとします。
3. 第1項の異常が加入契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該調査及び修理に關して要した費用は加入契約者に負担していただくこととします。

#### 第25条（ケーブルモデムまたはD-ONUの移動）

当社は、加入契約者から請求があったときは、加入契約者の負担により当社又は当社が指定する業者によりケーブルモデムまたはD-ONUの搬送を行います。

#### 第2節 自営端末設備

##### 第26条（自営端末設備の稼働）

加入契約者は、回線の稼働に接続されているケーブルモデムまたはD-ONUを介して回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしないでいただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者）をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称、その他の取付の内容を特定するための事項等について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除きその請求を承諾します。

- その接続が技術基準等に適合しないとき。
- その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4. 前項の検査を行う場合、当社の係員が所定の証明書を提示します。
5. 加入契約者が自営端末設備に係る工事を行う場合、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条の規定に該当するときを除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格各証の交付を受けたい者その工事を任せ、又は実地へ監督させるものとします。
6. 加入契約者がその自営端末を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
7. 加入契約者は、回線に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入契約者とその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入契約者は正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 前項の検査を行う場合、当社の係員が所定の証明書を提示します。
3. 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められぬときは、加入契約者はその自営端末設備を回線から取り外していただきます。

#### 第6章 回線相互接続

##### 第28条（自営電気通信設備の稼働）

加入契約者は、回線の稼働に接続されているケーブルモデムまたはD-ONUを介して回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称、その他の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしないでいただきます。
2. 当社は、前項の請求があったとき以下の場合を除きその請求を承諾します。

- その接続が技術基準等に適合しないとき。
- その接続により当社の電気通信回線設備の保守や運営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4. 前項の検査を行う場合、当社の係員が所定の証明書を提示します。
5. 加入契約者が自営電気通信設備に係る工事を行う場合、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条の規定に該当するときを除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格各証の交付を受けたい者その工事を任せ、又は実地へ監督させるものとします。
6. 加入契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
7. 加入契約者は、回線に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 第29条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

当社は、回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

#### 第30条（当社の電気通信回線との稼働）

加入契約者は、加入契約回線の稼働に接続されているケーブルモデムまたはD-ONUを介して、その加入契約回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との稼働の請求をすることができます。この場合、その稼働に係る電気通信回線の名称、その稼働を行う場所、その稼働を行うために使用する電気通信設備の名称その他その稼働の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を確保するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

#### 第31条（他社の電気通信回線との稼働）

加入契約者は、加入契約回線の稼働に接続されているケーブルモデムまたはD-ONUを介して、その加入契約回線と当社以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線との稼働の請求をすることができます。この場合、その稼働に係る電気通信回線の名称、その稼働を行う場所、その稼働を行うために使用する電気通信設備の名称その他その稼働の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、その稼働に關し、その第1種電気通信事業者の承諾を得られぬ場合を除いて、その請求を承諾します。

#### 第32条（回線稼働の変更）

加入契約者は、第30条（当社の電気通信回線との稼働）及び第31条（他社の電気通信回線との稼働）において届け出た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を当社に通知してください。

#### 第7章 提供中止等

##### 第33条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- 当社の電気設備の保守上又は工事上必要を得ぬとき。
  - 第35条（提供の制限）の規定によるとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入契約者に通知します。ただし、緊急で必要を得ぬ場合はこの限りではありません。

#### 第34条（提供の停止）

当社は、加入契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間『本サービスの料金、その他債務（この約款の規定により支払を要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は損害金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払うものとき』をその料金その他の債務が支払われるまで期間本サービスの利用を停止することがあります。

- 料金その他の債務について、支払期日を過ぎてもなお支払ひぬとき。
  - 第55条（併用に係る加入契約者の義務）又は第56条（他人に使用させる場合の加入契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - 当社の承諾を得ずに、回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
  - 第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、もしくは第29条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められぬ、自営端末設備もしくは自営電気通信設備を、回線から取り外さなかったとき。
  - 第21条（ケーブルモデムまたはD-ONUの取替等）第4項の規定に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び再開を加入契約者に通知します。

#### 第35条（提供の再開）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れのあるときは、災害の予防もしくは被災、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱う必要があるときは、本サービスの提供を制限又は中止する措置をとることがあります。優先的に取り扱う通信を行う期間には次のものがあります。

優先的に取り扱う種別名
<p>気象情報、水防情報、消防情報、災害救助情報、警察情報（海上保安庁の情報を含みます。以下同じとします。）、防衛情報、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は放送局との機関、預行金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関</p>

2. 当社は、加入契約者が当社の電気通信設備に重大な障害を生じする行為をしたときには、提供を制限することがあります。
3. 当社は、帯域を稼働かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制限すること等により、電気通信の速やかな通信量を制限することができます。
4. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が円滑に行着信しないことがあります。

#### 第8章 設備の修理又は復旧等

##### 第36条（加入契約者のみか責任）

加入契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、端末設備等（当社が設置した電気通信設備を除く）に故障がみこことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしますものとします。
2. 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。
3. 当社は、第1項の請求に基づいて係員を派遣し、当社が設置した電気通信設備について異常の有無を調査した結果、原因が加入契約者にあったと認められるときは、加入契約者に係員の派遣にあたって要した経費用を負担していただくものとします。

#### 第37条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条（提供の制限）第1項の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理、又は復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、当社がそれらの機関との締結により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象情報に設置されるもの <p>水防情報に設置されるもの</p> <p>消防情報に設置されるもの</p> <p>災害救助情報に設置されるもの</p> <p>警察情報に設置されるもの</p> <p>防衛情報に設置されるもの</p> <p>輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p> <p>通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p>
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <p>水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</p> <p>選挙管理機関に設置されるもの</p> <p>別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は放送局との機関に設置されるもの</p> <p>預行金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位又は第2順位に該当しないもの

#### 第38条（電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等）

当社が設置する電気通信設備について、やむを得ぬ理由において技術基準等の変更が生じた場合、加入契約者の負担により加入契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備の変更、又は改造をしていただくことがあります。

#### 第9章 料金等

##### 第1節 料金及び工事に関する費用

##### 第39条（料金及び工事に関する費用）

当社が定める本サービスの利用料金及び工事に関する費用は、料金表に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づき、当社が別に定めることとります。

#### 第2節 料金等の支払義務

##### 第40条（料金の支払義務）

加入契約者は、当社に対し本サービスに係る初期費用、利用料金及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、料金表及び事業法施行規則第19条の2に基づき当社が定める方法により支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、第8条（加入申込みの承諾等）の規定により、加入契約が成立したときに発生します。初期費用は契約解除時にも返戻しないものとします。

3. 利用料金の支払義務は、第46条（課金開始日）に定める課金開始日に発生するものとします。
4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は接続毎に発生し、その支払義務は当社第11条（契約事項の変更等）第1項の請求を承諾したときに発生するものとします。
5. 第34条（提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。
6. 第33条（提供の中止）の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、第51条（利用不能の場合の料金の支払ひ）の規定により取扱うものとします。
7. 第17条（当社が行う加入契約の解除）、第18条（加入契約者が行う加入契約の解除）において加入契約の解除が生じた場合、加入契約者は損害料（契約解除に伴う経費用）を支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により解除する場合は、この限りではありません。

#### 第41条（工事費の支払義務）

加入契約者は、利用申込み又は工事を要する請求をし、当社の承諾を受けたときは、当社が定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又はその工事の取り消しがあった場合はこの限りではありません。この場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。
4. 加入契約者は、工事の着手後完了前解除等があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分についての費用を負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、着手した工事の部分の費用に損害賠償相当額を加算した額とします。

#### 第42条（利用料金等の請求時期及び支払期日と料金の支払ひ方法等）

当社は、加入契約者に対し本サービスの利用料金等については、毎月分をその当月の当社が別途定める日に請求するものとします。
2. 前項の定めにより本サービスの利用料金等の請求を受けた加入契約者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。
3. 乙甲から支払う料金の支払ひ方法は、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

- クレジットカード決済方式の場合、契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者専用のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の契約情報に基づき着信請求により支払うものとします。
- 口座振込決済方式の場合、当社が別途指定する集合代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引落しにより支払うものとします。
- その他甲と乙との合意に基づき支払ひ方法によるものとします。

#### 第3節 割当金及び返却料等

##### 第43条（割当金）

加入契約者は、本サービスの利用料金等の支払ひを不払い続けた場合は、その未払いの額（免状相当額を加算しない。但）の2倍に相当する額を滞り増し相当額を加算した額を、割当金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第44条（延滞利息）

加入契約者は、料金、又は割当金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払ひがない場合には、支払ひ期日の翌日から起算して支払ひの前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払ひ期日の翌日から起算して10日以内で支払ひがあった場合はこの限りでありませぬ。

#### 第45条（滞り費用）

加入契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、当該支払ひに要する額を、別に定める料金等の額で滞り増し相当額を加算した額とします。

#### 第46条（課金開始日）

本サービスの利用料金の課金開始日は、当社ケーブルモデムまたはD-ONUと加入契約者の端末設備を接続し動作を確認した日の翌月1日からとします。

#### 第47条（料金等の計算方法）

本サービスの契約の解除の自力が、月の初日以外の日であっても、利用者は当該月の利用料金を支払うものとします。
2. 本サービスの種別の変更、又は料金改定により利用料金の自動引落し又は成りした場合、増徴又は減少後の利用料金は、その増徴又は減少があった日の翌月1日から適用します。

#### 第48条（端費処理）

当社は、料金計算においてその滞り増し結果に1円未満の端費が生じた場合は、その端費を切り捨てるとします。

#### 第10章 保守

##### 第49条（当社の維持等責任）

当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持するものとします。

#### 第50条（加入契約者の維持等責任）

加入契約者は、ケーブルモデムまたはD-ONUに接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。

#### 第11章 損害賠償

##### 第51条（利用不能の場合の料金の支払ひ）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、加入契約者の責めによらぬ、理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その加入契約回線による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき限り、次項より当効加入契約者の利用料金を精算します。ただし、加入契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日まで当該請求をしなかったときは、加入契約者はその権利を失うものとします。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が継続した時間（24時間以内で定められた範囲に限ります。）に該当する当効加入契約回線に係る料金金（滞り費用料金の30分の1に利用不能日数を乗じて算出した額）を精算します。
3. 当社は、1項及び2項を超える損害については、損害賠償責任を一切負わずぬものとします。

#### 第52条（免責事項）

当社は、前条の場合を除き、本サービスの利用により発生した加入契約者と第三者との間に生じた加入契約者又は第三者の損害、および本サービスを利用できなかったことにより発生した加入契約者と第三者との間に生じた加入契約者又は第三者の損害をいし、いかなる責任も負わずぬものとし、損害賠償義務を一切負わずぬものとします。
2. 当社は、本サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者（他人に使用させる場合はその者を含みます。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれらがやむを得ぬ理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

得ぬ理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

#### 第12章 雑則

##### 第53条（秘密保持）

当社及び加入契約者は、本サービスの契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならぬものとし、ます。

#### 第54条（個人情報の取扱い）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは戸名又は請求書の送付先等の情報を、当社、若しくは担当業務執行者の本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は請求の請求その他の当社の契約の取等の規定に係る業務の遂行に必要の範囲で利用します。また、業務の遂行に必要な範囲での利用には、加入契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報の保護に関する宣言とその取置事項に定めらます。

#### 第55条（利用に係る加入契約者の義務）

加入契約者は、以下の各号を守るものとします。

- 当社が加入契約に基づいて設置した電気通信設備を種直し、取り外し、変更し、分解しもしくは損壊し、又はその設備に接続その他の事件を著しぬものとす。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の稼働もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 通信の伝送及び妨害を与える行為を行わずぬこと。
- 当社が業務の遂行に支障がみこ認められた場合を除いて、電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けぬこと。
- 電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 加入契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払うものとします。
- 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当効加入契約者はあらかじめ必要な承諾を得おくものとし、これに関して責任を負うものとします。
- 加入契約者は、当社又は当社が指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修繕等を行うため、加入契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物への立ち入り求めた場合は、協力するものとします。
- 加入契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしぬものとします。
  - 違法に、又は明らかに公序良俗に反する状態において本サービスを利用したとき。
  - 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為。
  - 他者に不利益を与える行為、又は妨害中傷する行為。
  - 本サービスの運営を妨害する行為。
  - 上記各号の他、違法行為。

#### 第56条（他人に使用させる場合の加入契約者の義務）

加入契約者は、その回線を加入契約者以外の者に使用させる場合は、第55条（利用に係る加入契約者の義務）のほか、次のことを守っていただきます。

- 加入契約者は、第55条の規定の適用については、善良な管理者の注意をもって行つものとします。その回線等を使用する者の行為に關しても当社に対して責任を負っていただきます。
- 加入契約者は、その回線等に関する料金又は工事に関する費用の内、その回線等を使用する者の使用に係る費用についても当社に対して支払ひの責任を負っていただきます。
- 加入契約者は、第26条（自営端末設備の稼働）、第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第28条（自営電気通信設備の稼働）、第29条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第50条（加入契約者の維持等責任）の適用については、その回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備の内、その回線等を使用する者の設置に係るものについても当社に対して責任を負っていただきます。

#### 第57条（按察的事項）

本サービスにおける、基本的な按察的事項は別表3のとおりとします。

#### 第58条（按察的資料）

当社は、本サービスを利用するうえで参考となる別表4の事項を記載した技術資料を閲覧に供するものとします。

#### 第59条（準拠法）

この約款に關する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第60条（合意管轄）

インターネットサービス及び加入契約に關し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所及び第1審の専断的合意管轄裁判所とします。

#### 附則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日より実施します。

#### 別表1 相互接続事業者及びインターネット接続サービス

相互接続事業者名	インターネット接続サービス名
株式会社ネスク	ネスク・インターネット接続サービス

#### 別表2 新設等の基準

区分	基準
1 新設社	次の基準の全てを備えた日附刊紙を発行する新聞社 <ul style="list-style-type: none"><li>政治、経済、文化その他多岐にわたる事項を報道し、又は議論することを目的として、普く発売されること。</li> <li>発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。</li></ul>
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者（ニュース（1欄の基準のすべてを備えた日付紙）を掲載し、又は放送事業者が放送するためニュース又は情報（広告を除きます。）をいもいます。）を併発することを主な目的とする通信社

#### 別表3 加算ケーブルのインターネット接続サービスにおける基本的な按察的事項

端末設備等の入出力条件
1.電気の条件： Ethernet version2（10BASE-T）、Fast Ethernet（100BASE-TX）、Gigabit Ethernet（1000BASE-T）または10Gigabit Ethernet（10GBASE-T）に準拠
2.論理的条件： IEEE802.3i、IEEE802.3u、IEEE802.3ab または IEEE802.3an に準拠

別表4 加算ケーブルのインターネット接続サービスに係る技術資料の目録	
<ol style="list-style-type: none"><li>インターフェース規定点</li> <li>回線構成、分界点および保守上の責任範囲</li> <li>物理・電氣的インターフェース条件</li> <li>論理的インターフェース条件</li> <li>端末設備等の接続の技術的条件</li></ol>	

**通則**

**（料金表の適用）**

本サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、電気通信事業法附則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

**（料金等の変更）**

2 当社は、本サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

**（料金等の減免）**

3 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することもあります。

4 前項の規定により料金の減免を行ったときは、関係のサービス取扱いが掲示する等の方法により、そのことを周知します。

**料金**

1 適用

料金の適用については、第 40 条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

2 料金額

（1）登録料 1 契約毎 5,000 円（税込5,500円）

別表 5 インターネット接続料金表
-------------------

単 位	サービス品目	サービス内容		月額料金
		最大通信速度 (bps) 下り	最大通信速度 (bps) 上り	
ケーブルモデムまたはD-ONU 1 台毎に	ケーブル光 10 ギガ (FTTH)	10Gbps	10Gbps	6,982円(税込7,680円)
	ケーブル光 5 ギガ (FTTH)	5Gbps	5Gbps	6,482円(税込7,130円)
	ケーブル光 2 ギガ (FTTH)	2Gbps	2Gbps	5,982円(税込6,580円)
	ケーブル光 1 ギガ (FTTH)	1Gbps	1Gbps	5,982円(税込6,580円)
	光ハイブリッド200	200Mbps	5Mbps	5,990円(税込6,589円)
	光ハイブリッド160	160Mbps	5Mbps	5,800円(税込6,380円)
	光ハイブリッド100	100Mbps	5Mbps	4,990円(税込5,489円)
	光ハイブリッド30	30Mbps	1.5Mbps	4,800円(税込5,280円)
	光ハイブリッド20	20Mbps	1Mbps	3,990円(税込4,389円)
	光ハイブリッド10	10Mbps	1Mbps	3,500円(税込3,850円)
光ハイブリッドONE	1Mbps	128Kbps	1,900円(税込2,090円)	

※光ハイブリッド160、光ハイブリッド30、光ハイブリッド10の新規申込受付は、平成26年2月28日をもって終了しました。

※**下り方向**・当社から加入契約者の通信速度

※**上り方向**・加入契約者から当社の通信速度

各プランはともに「電子メールアドレス1 個の利用料」及び「ホームページの容量 30MB の利用料」を含みます

種類	サービスタイプ別	初期費用	単 位	月額料金
マンスリー・マカフィー	限定せず	なし	1 ソフト	250 円 (税込275 円)
			4 本セット マカフィー・セキュリティスイート3ユーザ	500 円 (税込550 円)
カスベルスキーセキュリティ	限定せず	なし	1 ライセンス5 台まで	500 円 (税込550 円)
メールアドレス追加	限定せず	500 円 (税込550 円)	追加1 アカウント毎	250 円 (税込275 円)
ホームページ容量追加	個人	1,000 円 (税込 1,100 円)	5MB 毎 (50MB まで)	500 円 (税込550 円)
	商用	3,000 円 (税込 3,300 円)	10MB 毎 (50MB まで)	1,000 円 (税込1,100 円)
タブレット端末レンタルサービス	iPad mini2 (iPad mini Retina)	5,000 円 (税込 5,500 円)	1 端末毎に	1,350 円 (税込1,485 円)
	iPad Air			1,550 円 (税込1,705 円)
	iPad mini3			1,500 円 (税込1,650 円)
	iPad Air2			1,700 円 (税込1,870 円)
タブレット端末補償サービス	iPad mini2 (iPad mini Retina)、iPad Air、iPad mini3、iPad Air2	なし	1 端末毎に	300 円 (税込330 円)

※**マンスリー・マカフィー**・マカフィー株式会社が開提供する総合的なセキュリティ対策サービス

※**カスベルスキー セキュリティ**・株式会社カスベルスキーが開提供する総合的なセキュリティ対策サービス

※**メールアドレス追加**・電子メールアドレスを追加するサービス

※**ホームページ容量追加**・ホームページのディスク容量を助するサービス

※タブレット端末レンタルサービス、タブレット端末補償サービスを契約する者は、当社インターネット接続サービスを契約している者に限ります。

※タブレット端末レンタルサービスの新規申込受付は、平成30年10月31日をもって終了しました。

	2025年7月現在
--	-----------

## ■ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求などに関する規約

### 第1条 規約の適用

本規約は、加賀ケーブル株式会社（以下「当社」という）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」という）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という）及びJCOM株式会社（以下「JCOM」といい「KDDI」とあわせて以下「KDDI等」という）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」という）の提供を受ける者との間における設備の設置、料金の請求などの取扱い（以下「本サービス」という）について適用されます。

2．当社及びKDDI等がホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

**第2条 規約の変更**

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2．当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

**第3条 契約の成立**

当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話サービスの申込があったときは、その申込を行った者（以下「申込者」という）から本契約（当社から本サービスの提供を受けるための契約をいう）の申込（以下「本申込」という）があったものとみなし、受付けが完了してから、当社と申込者との間で本契約を締結することについて承諾します。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には本申込を承諾しないことがあります。
  - ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
  - 申込者が、ケーブルプラス電話に係る料金（以下「電話サービス料金」という）又は本規約に定める工事に関する費用などの支払いを怠るおそれがあるとき。
  - 申込書の記載事項に、虚偽、不備（名義、記入漏れ等）がある場合。
  - 申込者が未成年、成年被後見人、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
  - 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていないとき。
  - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 当社は本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

**第4条 本申込の撤回等**

前項に基づき本契約の締結について当社から承諾を受けた申込者（以下「契約者」という）は、契約に関する書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間、文書により本申込の撤回又は本契約の解除（以下あわせて「本申込の撤回等」という）を行うことができます。

- 前項の規定による本申込の撤回等は、前項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- 前2項にかかわらず、当社は、電気通信事業法附則第22条の2の1の3の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱いします。

**第5条 設備の設置**

契約者は、ケーブルプラス電話への申込をしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が貸与し、所有権も当社が帰属します。本申込の撤回等があった場合、契約者は直ちに終端装置を当社に返却するものとします。尚、当社に返却がない場合は、当社が別に定める損害金を請求します。

**第6条 契約者の届出義務**

電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内直線及び終端装置などのを設置するために必要な場合は、契約者から提供していただきます。
2．機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水などを無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に關して責任を負うものとします。
3．契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するため構内対機機や、管理等の特別対応設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別対応設備を設置していただきます。
4．契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊しまたは該線条その他の構体を損壊しないこととします。契約者は故障または過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条で規定する未返却時の損害金を、当社に支払うものとします。

**第7条 サポート**

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。
2．前項の申告に基づき、当社が当社及びKDDI等の設備の修理又は対応（以下「サポート」という）のための手配を行います。但し、利用異常・状態及び申告の時間帯などにより対応できない、又は担当の時間帯を要する場合があります。
3．第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、又はKDDI等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社が前項のサポートの責を負わないものとします。

**第8条 KDDI等に係る情報の提供等**

当社は、契約者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の情報を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知または掲載確認の請求を省略するものとします。

**第9条 料金**

ケーブルプラス電話設備の設置に伴う工事の費用（以下「工事費」という）は契約者負担とし、その額が別表に定めるところとなります。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る電話サービス料金は約款に定めるところによります。

**第10条 請求と支払など**

契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社に定める期日までに毎月支払うものとします。

2．前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者ご振替口座又は当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
3．契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの取崩債務を収納代行会社に委託することがあることを承諾していただきます。

**第11条 契約の解除**

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

1）電話サービス料金又は工事費その他の債務について支払期日を経過してもお支払いない、又は支払いがない、お支払いのあるとき。

- 契約の申し込みにあたって、事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
- 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の構体を損壊したとき。
- 電気通信回線の地中化など、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替措置が困難でKDDI等によるケーブルプラス電話の提供を継続することが困難になったとき。
- 本規約又はKDDI等が定める約款に違反した、又は違反するおそれがある場合。
- その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 前項に定める本契約の解除があった場合においても、本契約者は本規約に定める債務の支払、を要します。債務の履行を免除されるものではありません。

**第12条 契約者に係る情報の利用**

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報保護の保護に関する法律のっとり、本規約及びKDDI等が定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲内で選択し利用します。

- 当社が個人情報保護を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
  - サービスを提供すること（契約管理、料金徴金、保守、サポート対応等を含みます）。
  - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
  - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、又は電話すること。
  - 契約者から個人情報を取り扱、に関する同意を求めらるために、郵便、電子メールなどを送付し、又は電話すること。
  - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に委託することができるものとします。

**第13条 情報の保全**

当社が工事費等の債権及び第 8 条（KDDI等に係る情報の提供）により譲り渡された債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるとものとします。

**第14条 債権放棄**

当社は、当社が有する、契約者の料金その他の債権を放棄することがあります。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は掲載確認の請求を省略するものとします。

**第15条 紛争の処理**

電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

**第16条 定めなき事項**

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に倣い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

**第17条 準拠法**

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

別表1 第9条に定める料金額					
区 分	対象者	工事内容	単 位	建物状況 戸建	集合住宅
本サービスの加入時	加賀ケーブルの既加入者	追加工事	1 ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費掛増額	別に定める実費掛増額
	加賀ケーブルの未加入者	新規工事	1 ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費掛増額	別に定める実費掛増額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス電話 接続回線ごと	別に定める実費掛増額	別に定める実費掛増額

※集合住宅等へ電話サービスを可能とするための導入工事費、改修工事費が別途見積りとなります。

※当社は、電気通信事業法附則第22条の2の1の3の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱いします。

別則

（実施期日）

この規約は、令和6年9月1日より実施します。

## ■ケーブルラインサービス提供に伴う設備の設置及び請求などに関する規約

**第1条 規約の適用**

本規約は、加賀ケーブル株式会社（以下「当社」という）と、「ケーブルラインサービス契約約款」（以下、約款」という）を承諾し、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という）より当社を介してケーブルラインサービス（以下「ケーブルライン」という）の提供を受ける者との間における設備の設置、料金の請求などについて適用されます。
2．当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

**第2条 規約の変更**

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2．当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

**第3条 契約の成立**

- 当社は、当社を通じ、ケーブルラインの申込があったときは、ソフトバンクが受け付けが完了してから、承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申込を承諾しないことがあります。
    - ケーブルライン接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、または保守することが技術上困難なとき。
    - 申込をしたものが、ケーブルラインに係る料金（以下「電話サービス料金」という）または工事に関する費用などの支払いを怠るおそれがあるとき。
    - 申込書の記載事項に、虚偽、不備（名義、記入漏れ等）がある場合。
    - 加入申込者が未成年、成年被後見人、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
    - 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていないとき。
    - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
  - 当社は本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

	2025年7月現在
--	-----------

**第4条 加入申込の撤回等**
ケーブルラインの契約を行った者（以下「契約者」という）は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回を行うことができます。
2．前項の規定による加入申込の撤回は、前項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3．加入契約後、引込工事、宅内工事などを着工済み、又は完了済みの場合に契約者はその工事に関連した費用を負担するものとします。
4．契約の撤回に伴い、当社が契約者の最寄りのクロージャールから終端装置までの引込工事に係る施工部分及び終端装置などを撤去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構造物などの回復を自己の負担で行うものとし、当社はその復旧について一切の責任を負わないものとします。

**第5条 設備の設置**

契約者は、ケーブルラインへの申込をしたことをもって、当社が、ケーブルラインに必要なとなる設備の設置を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社または当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社が帰属します。契約（あるいは申込）が撤回され、また本契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社に返却するものとします。尚、当社に返却がない場合は、当社が別に定める損害金を請求します。

**第6条 契約者の届出義務**

電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内直線及び終端装置などのを設置するために必要な場合は、契約者から提供していただきます。
2．機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水などを無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に關して責任を負うものとします。
3．契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するため構内対機機や、管理等の特別対応設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別対応設備を設置していただきます。
4．契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたは該線条その他の構体を損壊しないこととします。契約者は故障または過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

**第7条 サポート**

契約者がケーブルラインを利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。
2．前項の申告に基づき、当社が当社及びソフトバンクの設備の修理または対応（以下「サポート」という）のための手配を行います。但し、利用異常・状態及び申告の時間帯などにより対応できない、または担当の時間帯を要する場合があります。
3．第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、またはソフトバンクの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社が前項のサポートの責を負わないものとします。

**第8条 ソフトバンクに係る情報の提供等**

当社は、契約者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの情報を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知または掲載確認の請求を省略するものとします。

**第9条 料金**

ケーブルライン設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額が別表に定めるところとします。また、ソフトバンクが提供するケーブルラインに係る料金も別表に定めるところによります。

**第10条 請求と支払など**

契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社に定める期日までに毎月支払うものとします。
2．前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者ご振替口座又は当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
3．契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの取崩債務を収納代行会社に委託することがあることを承諾していただきます。

**第11条 契約の解除**

- 当社は、次の場合には、ソフトバンクを通じ、その利用契約を解除することがあります。
- 電話サービス料金または工事費などその他の債務について支払期日を経過してもお支払いがない、または支払いがない、恐れのあるとき。
  - 契約の申し込みにあたって、事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
  - 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の構体を損壊したとき。
  - 電気通信回線の地中化など、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替措置が困難でケーブルラインのサービス提供ができな、とき。
  - 本規約またはソフトバンクが定める約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
  - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は本契約の解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

**第12条 契約者に係る情報の利用**

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報保護の保護に関する法律のっとり、本規約及びソフトバンクが定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲内で選択し利用します。

- 当社が個人情報保護を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
  - サービスを提供すること（契約管理、料金徴金、保守、サポート対応等を含みます）。
  - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
  - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること。
  - 契約者から個人情報を取り扱、に関する同意を求めらるために、電子メール郵便等を送付し、または電話すること。
  - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
  - 上記1～5にもかかわらず、次の場合にあつてはその限りではありません。
    - 法令に基づく場合。
    - 人の生命、身体または財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 公益増進の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に委託することができるものとします。



3 基本利用2から基本利用料1へ定期等期間満了以前に変更を申し込む場合には、料金表の定めにより解凍料を支払っていただきます。また、基本利用料2から基本利用料1へサービスを変更した場合は起算は、サービスを変更した日の属する月の翌月を1と起算するものとします。

4 変更の申込みを当社が承諾し工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

5 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

#### 第18条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社へ速やかに届か出ていただきます。

2 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、当社へ速やかに届か出ていただきます。

#### 第19条（契約者の地位の承継）

契約者は、以下の場合に限り契約者の地位を承継できます。

(1) 名称の場合
(2) 新たに契約しようとする者が、旧契約者の設備の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについて、旧契約者の権利義務を承継する場合

#### 第20条（譲渡の禁止）

契約者は、加入契約に基づき、加配ケーブルシステムテレビサービスを受ける権利を、譲渡することはできません。

#### 第21条（一時停止）

契約者は、当社が提供する加配ケーブルシステムテレビサービスの一時的停止を申し出ることはできません。

#### 第5章 料金等

##### 第22条（料金の適用）

当社が提供する加配ケーブルシステムテレビサービスの料金は、利用料、手続費に関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

#### 第23条（同時加入に伴う利用料の適用）

当社が別に定める条件を全て満たす場合、料金表に定める利用料の適用を適用するものとします。

(1) 第25条（利用料）の規定に従い、基本利用料の支払が行われている。
(2) 契約者が、ケーブルプラステレビ契約についての利用料の支払を行っている。
(3) 本サービスの契約者と（2）で定める契約の契約者が同一である。
(4) 本サービスの加入契約と（2）で定める契約を利用する施設が同一である。
(5) 本サービスの料金の支払と（2）で定める契約の支払が同一である。
2 前項の適用は1の契約者限り1の適用に限ります。

#### 第24条（一時金）

契約者は、料金表に定める料金に加え、工事費、損害金、手続費に関する料金を当社に支払うものとします。ただし、当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスの加入促進を目的として、料金表に定める工事費を、減額することもあります。

2 加入契約解除後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

#### 第25条（利用料）

契約者は料金表に定める利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
1) 加配ケーブルシステムテレビサービス	
(ア) デジタル放送及びインターネット接続サービス利用料	デジタル放送及びインターネット接続サービスを受け始めた日の翌日から基本利用料を毎月支払うものとします。
(イ) デジタル有料番組利用料	デジタル有料番組のサービスを受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からデジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。なお、デジタル有料番組利用料については、別に定める有料番組提供により提供するものとします。
(ウ) 付加サービス利用料	付加サービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(2) コンテンツサービス利用料	
(ア) 自動的に利用可能なコンテンツ	コンテンツサービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(イ) その他コンテンツ	サービスを契約開始日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
3) その他のサービス利用料	当社と契約が別内容であるサービスを受ける場合は、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。

2 契約者は、コンテンツを視聴するときは、リモコンを用い、テレビ画面にて視聴申し込みはだくものとします。なお、理由の如何を問わず、申込申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。
3 契約者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込みが有効から起算して当社が別に定める期間が満了する時刻まで限り何回でも当該コンテンツを視聴できます。
4 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信用（録画放送受信用を含みます）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

#### 第26条（利用料等の支払義務）

契約者は、その加入契約に基づいて当社が加配ケーブルシステムテレビサービスの提供を開始した日の翌日（付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、加入契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（期間が1月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は1か月間とします。）について、当社が提供するスマートテレビサービスの視聴に必要と料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時的停止等によりスマートテレビサービスの利用ができな状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1) 利用停止、又は、第11条（当社が行うサービスの停止）があった場合においても、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要しません。
(2) 前1号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、スマートテレビサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めに よらぬ理由により、その加配ケーブルシステムテレビサービスを全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が認知した時から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった期間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその加配ケーブルシステムテレビサービスについての基本利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）

3 当社は、第13条（当社が提供するサービス）に定めるコンテンツサービスについては、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった期間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその加配ケーブルシステムの基本利用料等の支払いを要しません。

4 当社は、支払を要しないこととした基本利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。
5 契約者は、第2項第2号の規定による状態が発生した場合においても、第14条（視聴事業者が提供するサービス）に定めるコンテンツサービスは、視聴事業者が定める規格により利用料の支払いを要しません。
6 基本利用料2を契約している契約者は、契約者が所有するタブレット型パーソナルコンピュータの使用の有無（故障等により使用しなかった期間を含む。）にかかわらず、契約した基本利用料2の支払いを要します。

#### 第27条（手続費に関する料金の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続費の請求を行い、当社がこれを承諾したときは、手続費に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続費の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第28条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い、当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用を支払いを要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2 工事の着手後完了前ご解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関しても解除等があったとみなすことに基づき工事の部分について、当社が別に規定した料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額ご視聴側負担額を加算した額とします。

#### 第29条（利用料等の計算方法）

当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。
2 契約者が、第15条（au IDの活用）で提供された「au ID」を利用して購入したコンテンツ等の備蓄の一部（物別コンテンツ等に関する備蓄を除く。）は、当社がKDDI株式会社からauかんたん決済を通じて、その備蓄の譲渡を受け、当社の備蓄として前項の利用料等と合わせて計算します。

#### 第30条（価格改定）

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税負担額を加算して計算します。
2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
3 複数サービスを含めた場合は、契約のご請求金額と料金表に規定する各サービス毎の価格と利益額の合計が端数処理の範囲内で異なる場合があります。

#### 第31条（割当金）

契約者は、料金の支払いを不払に怠った場合は、その未払の額のほか、その未払の額（消費税負担額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額ご視聴側負担額を加算した額を罰金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第32条（延滞利息）

契約者は、料金、又は罰金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期を経過してもなお支払いがない場合においては、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間につき年利14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含み期間についても、365日当りの割合とします）の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払が行われた場合はこの限りではありません。

#### 第33条（期限の利益の損失）

契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしていただきます。

#### 第6章 利用の制限及び利用中断

##### 第34条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めるときは、災害の予防若しくは防災、交通、通信若しくは電気の供給確保及び秩序の維持のための必要な事項を内容とする通告及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通告であって事業者が法規で定めるものを優先取り扱い扱うため、加配ケーブルシステムテレビサービスの利用を制限することがあります。
2 通告が著しくふくそうしたときは、通告が著しく着信しなくなりことがあります。
3 加配ケーブルシステムテレビサービスの利用者が、当社が電気通信設備に過度な負荷を生じする行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4 当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスの利用者が、当社が提供する加配ケーブルシステムテレビサービスに支障を及ぼし、又は支障を及ぼす恐れがある場合には、当社所定の電気通信（インターネット接続回線接続や機能的かつ大規模な有する通信手段を用いるもの）を無効にし、当該電気通信に割り当てられているインターネット接続回線にかかる通信の帯域を制御することにより、インターネット接続帯域の速度を制限することがあります。

#### 第35条（利用中断）

当社は、次の場合には、加配ケーブルシステムテレビサービスの利用を中断することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、第26条（利用料等の支払義務）第2項の場合を除き、当該中断期間における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないこと、を契約者は承認するものとします。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上必要を得るとき。
(2) 第34条（利用の制限）の規定により加配ケーブルシステムテレビサービスの利用を制限するとき。
(3) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセスまたは機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合。
(4) 火災、停電または天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合。
(5) 法令または官公庁の命令等による措置に基づき本サービスの提供ができな場合。
(6) その他本サービスの適正な運用上、当社が本サービスの一時的な中止または中断が必要であると判断した場合。
2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中断することがあります。
3 前2項の規定により加配ケーブルシステムテレビサービスの利用を中断するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急を要得ない場合は、この限りではありません。

#### 第7章 施設等

##### 第36条（施設を設置及び費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます。）のうち、本施設のうちタップオフ（もしくはクローシヤー）の抜け端子を除く施設を設置する費用を負担するものとします。
2 契約者は保安設備（もしくはONU）からテレビ受信機までの施設（以下「契約者施設」といいます。）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます。）を負担し、契約者施設が当社が貸与する機器を除くものを所有するものとします。

3 共同住宅、集合住宅等の共同施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
4 当社がこの契約に従って加配ケーブルシステムテレビサービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

#### 第37条（設備更新等の変更）

契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更が同一敷地内の場合
(2) 変更前が、当社サービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
2 契約者は、前項の規定により引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、隣の工事は当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。
3 契約者は、第36条（施設を設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所確保に要する全ての費用を負担するものとします。
4 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の増設を申し出ることができるものとします。
5 契約者回線の増設が前項に定める場所以外であった場合は、加入契約内容の変更又は制限がある場合があります。
6 当社は、第4項の申し出があったときは、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
7 第4項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

#### 第38条（施設の使用場所の有無の使用等）

契約者は、当社又は当社が指定する業者が当社が施設の設置、検査、修繕等を行なうため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構内等への出入りについて便宜を提供するものとします。
2 契約者は、施設の設置について、地主、家主との折衝関係にあるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

#### 第39条（機器等の貸与）

当社は、契約者にサービス毎に料金表に定める機器等を貸与します。
2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修復不能となる場合は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）で規定する未返還時の機器損害金を償出し、それぞれ当社に支払うものとします。
4 契約者は、当社が必要とみて行なう場合がある機器等の交換（バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するもの）とします。また、当社から貸与しているスマートテレビチューナー（au ID機能）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が随時、特定できないよう加工した統計資料といたうえて、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。
5 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

#### 第40条（追加のSTB、ケーブルモデムの使用）

加配ケーブルシステムテレビサービスの契約者は、STB又は追加のケーブルモデムまたはD-ONUの使用を申し出ることになります。

2 当社が承諾し、前項の機器等の設置をおこなった場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。
3 前2項の活動をおこなった場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。
4 契約者は、加配ケーブルシステムテレビサービスを解除した場合、追加のSTB及び追加のケーブルモデムまたはD-ONUの使用について、第10条（契約者が行う加入契約の解除）で規定すると同じく準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等の維持管理をするものとします。
6 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修復不能となる場合は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）で規定する未返還時の機器損害金を償出し、それぞれ当社に支払うものとします。

#### 第41条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部又は一部が停止することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、当該停止期間における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを承認するものとします。
2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

#### 第8章 保守

##### 第42条（当社の維持責任）

当社は、当該設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

#### 第43条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### 第44条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は喪失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができなるときは、事業者が法規に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通告を優先取り扱い扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの種類上の設備により定められたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象観測に設置されるもの <p>水防観測に設置されるもの</p> <p>水防観測に設置されるもの</p> <p>災害観測用観測に設置されるもの</p> <p>観測観測に設置されるもの</p> <p>防犯観測に設置されるもの</p> <p>輸送の確保に重要関係のある機関に設置されるもの</p> <p>通信の確保に重要関係のある機関に設置されるもの</p> <p>電力の供給の確保に重要関係のある機関に設置されるもの</p>
2	ガスの供給の確保に重要関係のある機関に設置されるもの <p>水道の供給の確保に重要関係のある機関に設置されるもの</p> <p>運営管理機関に設置されるもの</p> <p>別記4の基準に該当する新聞社、放送事業者又は放送局の機関に設置されるもの</p> <p>預行企業業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

#### 第45条（契約者が行方責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社が電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認之際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により調査を行い、その結果を契約者へお知らせします。

3 当社は、前項の確認により当社が電気通信回線設備その他当社が電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者へお知らせした後において、契約者の請求により当社の調査を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電

気通信設備であったときは、契約者にその派遣に要した費用の額ご消費側負担額を加算した額を負担していただきます。

#### 第46条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査に必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額ご消費側負担額を加算した額を負担するものとします。

2 契約者は、契約者の故意又は過失により当社が施設（当社機器等を含みます）に故障または損害が生じた場合は、この修復に要する費用の額ご消費側負担額を加算した額を負担するものとします。

#### 第9章 回線相互接続

##### 第47条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の構築において又はその終端ご接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備を称する他その接続の請求が内容を持定するための事項について記載した当社指定書式を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の加入契約の条件等によりその接続が制限されるとを除き、その請求を承諾します。

#### 第48条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

#### 第49条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社が相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

#### 第10章 損害賠償

##### 第50条（サービス内容の変更又は終了）

当社は、加配ケーブルシステムテレビサービス内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によっておこる損害の賠償はご負担しません。

#### 第51条（責任の制限）

当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスを提供すべき場合において、当社が責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その加配ケーブルシステムテレビサービスが全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額（基本利用料）に限って賠償します。
2 当社は、当社が提供するサービス）に提供するサービスを提供すべき場合において、当社が責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンテンツサービスが利用できな状態にあることを当社が認知した時から起算して10日以上提供しなかったときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかつた時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額（基本利用料）に限って賠償します。

3 第1項、第2項の場合において、当社の故意又は重大な過失により加配ケーブルシステムテレビサービスの提供をしなかったときは、第1項、第2項の規定は適用しません。
4 前3項の規定にかかわらず、当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスの利用により発生した契約者と第三者間て生じた損害（第14条第1項第1号の視聴事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を除く。）及び加配ケーブルシステムテレビサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任を負担しないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### 第52条（免責）

加配ケーブルシステムテレビサービス及び加入契約に関し、当社が契約者及び加入申込者に対し負担する責任は、いかなる場合であれ、別に定める解凍料の金額を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外は何らの責任をも負担しないものとします。ただし、当社が責めに帰せざる事由によるものについては何らの責任をも負担しないものとします。

2 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任を負わぬものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

3 当社は、契約者が加配ケーブルシステムテレビサービスの利用に関し損害を被った場合、第51条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任もおおしません。
4 当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事ご当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それか当社の故意又は重大な過失により発生したものであるときを除き、その損害を賠償しません。

5 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業者の規定に基づき当社が定める加配ケーブルシステムテレビサービスに係る端末設備等の接続が技術的條件の設定又は変更により、現に契約者回線ご接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規程に係る部分に限り負担します。
6 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を契約者自らの注意をもって管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解及び損壊しないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとなります。

#### 第11章 ICカード

##### 第53条（B-CASカードの取扱い）

当社は、スマートテレビチューナーおよびSTBに挿入されるB-CASカードを各1台につき1枚を貸与します。契約の解除があった場合、契約者は該カードに当社に返却するものとします。

2 B-CASカードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビース・コンディショナルアクセスシステムズの「加配ケーブル専用B-CASカード使用規程第2版」に定めるところによります。なお、B-CASカード再発費については別に定める「機器損害金一覧表」によります。

#### 第54条（C-CASカードの貸与）

当社は、加配ケーブルシステムテレビサービスの契約者に、C-CASカードをスマートテレビチューナー及びSTB1台につき1枚を貸与します。

2 C-CASカードの所有権は、当社ご帰属するものとし、契約者は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）及び第12条（当社が行う加入契約の解除）の規定による解除を行なうまで、スマートテレビチューナー及びSTBに正常装着された状態で使用し善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。

3 契約者の責めに帰らぬC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認知した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C-CASカードを交換することがあります。

4 契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことはできません。

5 契約者は、次の名号を行なうことはできません。

- C-CAS カードの複製・翻案、及び改造・変造、改ざん等のカードの機能に悪影響を与えること。
- C-CAS カードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。

#### 第55条（C-CASカードの紛失等）

契約者は、C-CAS カードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出しなければなりません。
2 届出は、届出を受理した場合においては、速やかに盗難C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用された場合は、料金は契約者の負担となります。

#### 第56条（C-CASカードの再発行）

届出は、C-CASカードを再発行することを適当と認められた場合に限り、その再発行を行なうものとしま。尚、C-CASカード再発行費用については別に定める「機器貸借金一覧表」によります。

#### 第57条（C-CASカードの返却）

契約者は、第10条（契約者が行う加入契約の解除）及び第12条（当社が行う加入契約の解除）の規定による解除を行なう場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

#### 第12章 雑則

#### 第58条（禁止事項）

契約者は、当社が提供する加齢ケアプラススマートテレビサービスを、第三者に複製媒体・記録等により供給することは無償・有償のかわりなく禁止します。
2 契約者は、加入契約ご定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供が利用に滞り、契約したのものとして差額利用料を当社に支払うものとなります。
4 当社の加齢ケアプラススマートテレビサービスの機能を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することができません。
5 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

#### 第59条（契約者に係る個人情報の取扱い）

届出は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年総務省告示第216号）に基づき(ほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシー及びこの約款の規定)に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとしま。

2 届出は契約者の個人情報を適切に取得する目的のために利用するものとしま。

- 契約者の確かな利用と提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解除等に関する記録保持、番付誌等の送付、及び料金請求や取寄せ業務などのため。
- 契約者の視聴状況やスマートテレビチューナーの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守と新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- 契約者が電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は契約選定先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再届させたりすることができるものとします。
- 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。
- 契約者との信頼を高め適切に連絡するることにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を的確に把握しサービスの向上を為すため、及び新たな商品等の向上を図り顧客満足度を高めるため。
- 加齢ケアプラススマートテレビサービスの障害及び停止が発生した場合はおける提携事業者からの照会に対し、その事実を回答 するため。
- 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
- 上記（1）～（7）のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合あってはその限りではありません。
  - 法令に基づく場合。
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 公益増進の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 届出は、第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。
- 届出は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
  - 予め本人の同意を得た場合。
  - 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払、及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
  - 刑罰執行法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官が発する令状による差押等）その他、同法の規定に基づく強制の処分が行われた場合には当該処分定める範囲で、また特定電気通信設備提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合。
  - 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合。
  - 別記5に定める委託放送事業者のサービス提供に伴う運用に利用する場合。

#### 第60条（知財権保護及び成果物の帰属）

契約者がアンケート等で当社に回答し、ただし、その内容についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知財権は、全てで当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容につき著作人格権を行使しないものとします。

#### 第61条（通信の秘密）

届出は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条（秘密の保護）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年総務省告示第216号）に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

- 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとしま。
  - 通信当事者の同意がある場合。
  - 刑罰執行法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官が発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

#### 第62条（承諾の撤回）

届出は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払、を現に怠り若しくは怠るおそれがあるお認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによりま。

#### 第63条（利用に係る契約者の義務）

届出は、加齢ケアプラススマートテレビサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有

する土地、建物その他の工作物等が無償で使用できるものとしま。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者または必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとしま。
2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りをお求め場合は、これに協力するものとしま。

3 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を窃盗し、取り外し、変更し、分解し、若しくは複製し、又はその設備を盗難その他の事由を遭せしめないこととしま。ただし、天災、事変その他の不可抗力に際して保護する必要があるとき又は自営業務に利用若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者同様に保護を確保したまま放置し、その他通信の伝送に支障を与える行為を行なひいこととしま。

5 契約者は、当社が業務の遂行に支障がないと認められた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加装置等（加齢ケアプラススマートテレビサービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととしま。

6 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとしま。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要と費用を支払っていただきます。

8 契約者は、加齢ケアプラススマートテレビサービスを利用して、国内外の法令等を含む行為を行なひないこととしま。

9 契約者は、加齢ケアプラススマートテレビサービスを盗取又は非許容利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行なひないこととしま。

10 契約者は、加齢ケアプラススマートテレビサービスを利用する権限を有真、無償を問わず再販売し、第三者に利用させないものとしま。

11 契約者は、加齢ケアプラススマートテレビサービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア）を複製しなひものとしま。

12 契約者は、加齢ケアプラススマートテレビサービスを利用するにあたり、以下の各号の各号に該当する行為を行なひないものとしま。

- 法令に違反する行為、またはそれに結びつく恐れのある行為
- 犯罪行為、またはそれに結びつく恐れのある行為等の功公益善良俗に反する行為
- 当社を含む第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為
- 掲示板への不正な書き込みや不正な電子メール配信、誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、またはそれに結びつく恐れのある行為
- インターネットサービスの運用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為
- その他、加齢ケアプラススマートテレビサービスの運用を妨げる行為等、当社が不適当と判断する行為

#### 第64条（情報の削除等）

届出は、契約者の加齢ケアプラススマートテレビサービスの利用が第63条（利用に係る契約者の義務）第12項の各号に該当する場合、当該利用に關し他者から届出に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又はその理由で加齢ケアプラススマートテレビサービスの運営に不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のい、ずれか又はこれらを組み合わせて請求することがあります。
(1) 第63条（利用に係る契約者の義務）第12項の各号に該当する行為をやめるように要求します。

- 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- 事前ご通知することなく、契約者が発信又は所持する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 前項に付置し契約者の自己責任の原則を否定するものでなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとしま。

#### 第65条（技術的事項及び技術資料の提供）

届出は、インターネット接続機能に係る基本的な技術的事項又は契約者がインターネット接続機能を利用する上参考となる事項を記載した技術資料を随時ご提供します。

#### 第66条（約款の効力）

約款のい、ずれかの条項が個別法令等の変更又は新設により、無効又は施行不能と判断された場合、かかる無効又は施行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ施行可能な関係法令等に基づく条項に置き代えられるものとしま。その他の条項はなお効力を有し存続するものとしま。

#### 第67条（営業区域）

営業区域は、当社が別にご定めるところによりま。

#### 第68条（合意事項）

加齢ケアプラススマートテレビサービス及び加入契約に關し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第1審の審判的合意管轄裁判所とします。

#### 第69条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従ひ、誠意をもって協議の上解決にあたるものとしま。

#### 第13章 附帯サービス

#### 第70条 EPG（電子番組表）

届出は、デジタル放送サービスの内容及び放送情報等原則として当社の指定するEPG（電子番組表）により提供するものとしま。ただし、EPG（電子番組表）により提供する内容及び放送情報は、変更される場合があります。
2 届出は、内容および放送情報の相違、間違い、ならびに変更によるおこる損害の賠償責任を負いません。

#### 第71条（付加サービスの提供等）

届出は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加サービスを提供しま。

#### 別記1（第13条関係）届出によるコンテンツサービス

サービス名	内 容
お知らせウィジェット	当社ホームページにリンクし、お知らせや特番情報を提供しま。

#### 別記2（第14条関係）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者	備 考
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

#### 別記3（第25条関係）料金の支払方法

- 契約者は、料金について、支払期日の到来する前日に従って支払うものとしま。
- 契約者は、各月の加齢ケアプラススマートテレビサービス料金および工事費等を金融機関の預金口座振替又はクレジットカード支払による方法で、当社が定める期日までに毎月支払うものとしま。
- 前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、契約者が滞りなく又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関等に係る振込手数料は契約者の負担とします。
- 契約者は当社が加齢ケアプラススマートテレビサービス料金及び工事費等の取寄せ業務を取寄せ行会社に委託すること

があることを承認していただきます。

5. 当社が必要であると判断した場合、前項で定められた取寄せ行会社を契約者に適ひよく変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとしま。

6. クレジットカード支払について

- 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
- 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届 出たクレジットカードの発行会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合は前項と同様に契約者は支払います。
- 契約者は、届出に届 出たクレジットカード番号・有効期限の変更があった場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続を解除されても、異議を申し立てないこととしま。

7. 預金口座振替について

- 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務について、当社から銀行 借入金庫、借入金、融資等（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払うことを承諾しま。この場合、契約者は、預金振戻又は当座約定定期ごかわりらず、預金通帳、払戻請求書届出及び切符の届出はしなひいこととしま。
- 契約者は、銀行が預金口座からの引落日（以下、振替日といひま。）において請求書記載金額が預金口座から払 戻することができない金額（当該振替を利用できる範囲内の金額を含みま）を越える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること、また振替の指定日に際し再度繰越えることを承諾しま。
- 契約者は、預金口座振替を解除するときは、銀行に書面により届 出しま。なお、この届出がなく長期ごたひり当社から請求がなひ同等当り理由がある場合、契約者から別ご申し出無ひ、限り銀行が預金口座振替が終了したの として取扱うことを承諾しま。

(イ) 契約者は、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾しま。

(ウ) 契約者は、サービスの追加又は変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾しま。
契約者は、この預金口座振替について継続が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立ひないこととしま。

#### 別記4（第44条関係）表に第2項以上に規定する基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 <p>(1) 政治、経済、文化その他公益的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発行されること。</p> <p>(2) 発行部数が、1の表項について8,000部以上あること。</p>
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律131号）の規定により放送局の免許を受けたもの。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、また放送事業者が放送をするためのニュースもくは情報（広告を除きま。）をいひま。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 別記5（第13条関係）委託放送事業者

株式会社ジャパンネットプロードキャスティング

#### 料金表

#### 通則（料金表の適用）

1. 加齢ケアプラススマートテレビサービス（以下「本サービス」といひま。）に関する料金の適用について、この料金表の規定によりま。

#### （料金の変更）

- 届出は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によりま。

#### （消費税増率等の加算）

3. 約款の規定により、料金表ご定める料金について支払、を要する額は、料金表より算出された請求額の合計ご消費税増率を加算した額としま。なお、実際のご請求金額と、この料金表ご規定する税込料金額の差額が異なる場合があります。

#### 第1表 利用料等

#### 1. 利用料

1-1. 適用

利用料の適用については別記第26条（利用料等の支払義務）によるほか、次のとおりとしま。

#### 1-2. 料金額（月額）（消費税込み）

基本利用料1			
スマートお得/ツック	スーパー	10,153円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）の利用料金を含む。</p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間 <p>※新規受付は、平成28年9月17日をもって終了しました。</p>
基本利用料2			
スマートお得/ツックwithタブレット	スーパー	(iPad mini 3) 11,803円 <p>(iPad Air 2) 12,023円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）の利用料金を含む。</p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間 <p>※新規受付は、平成28年9月17日をもって終了しました。</p>
基本利用料3			
スマートお得/ツックプラス	スーパー	10,868円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）の利用料金を含む。</p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料4			
スマートTVボイス	スーパー	[HFCエリア] <p>10,153円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナーサービス利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）の利用料金を含む。</p> <p>[FTTHエリア] <p>10,153円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り・上り速度上限2Gbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）の利用料金を含む。</p></p></p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料5			
スマートTVボイスプラス	スーパー	[HFCエリア] <p>10,868円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（メールアドレス容量30MB）、みるプラス（見放題/ツックプライム）の利用料金を含む。</p> <p>[FTTHエリア] <p>10,868円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り・上り速度上限2Gbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（メールアドレス容量30MB）、みるプラス（見放題/ツックプライム）の利用料金を含む。</p></p></p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料6			
スマートTVボイス2	スーパー	[HFCエリア] <p>10,153円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p> <p>[FTTHエリア] <p>10,153円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り・上り速度上限2Gbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p></p></p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料7			
スマートTVボイス2プラス	スーパー	[HFCエリア] <p>10,868円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」のみるプラス（見放題/ツックプライム）」の利用料金を含む。</p> <p>[FTTHエリア] <p>10,868円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り・上り速度上限2Gbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p></p></p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料8			
スマートTVボイス2ミニ	ミニ	[HFCエリア] <p>7,293円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p> <p>[FTTHエリア] <p>7,293円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り・上り速度上限2Gbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p></p></p></p>	第8条（定期契約期間）に規定される定期契約期間。戸建住宅：3年間

基本利用料9			
スマートTVボイス2ミニプラス	ミニ	[HFCエリア] <p>8,008円 <p>加齢ケアプラススマートテレビサービス（下り速度上限100Mbps・上り速度上限5Mbps・無線LANレータ機能付）スマートテレビチューナー利用料（1台分）及び1メールアドレス（メールボックス容量5GB）及びホームページアカウント（ホームページ容量30MB）」の利用料金を含む。</p></p>	



### 第22条（自営端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取扱い）

加入者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限りず。以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から通知した電波放射の停止を命じられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修繕等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修繕等が完了したときは、電波法が規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 加入者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめさせていただきます。

### 第23条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条は規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限りず。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとしす。

### 第2節 自営電気通信設備の接続等

#### 第24条（自営電気通信設備の接続）

加入者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線電の免許を受けることができるもの及びLTE無線通信サービスの加入者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社が定めた方法により、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取得許可にその接続の請求をしていただきます。

2 当社が却項の請求があったときは、その接続が技術基準等と適合しないときを除き、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業者が施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の説明書を提示します。

5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

### 第25条（自営電気通信設備の設置情報の登録等）

自営電気通信設備（無線機器に限りず。）の設置情報の登録等については、第20条（自営端末設備の設置情報の登録等）の規定に準ずるものとします。

### 第26条（自営電気通信設備に異状がある場合等の検査）

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異状がある場合その他電気通信サービスの障害は発生し支障がある場合の検査については、第21条（自営端末設備に異状がある場合等の検査）の規定に準ずるものとしす。

### 第27条（自営電気通信設備の電波放射の停止命令があった場合の取扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限りず。）について、同時に電波放射の停止命令があった場合の取扱いについては、第22条（自営端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとしす。

### 第28条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限りず。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第23条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとしす。

### 第5章 提供中止及び提供停止

#### 第29条（提供中止）

当社は、次の場合には、LTE無線通信サービスの提供を中止することがあります。

- 当社が電気通信設備の保守又は工事上必要を得ないとき。
- 第33条（提供の制限）の規定により通信利用を中止するとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 第2項の規定により、LTE無線通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急な必要を得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条（提供の停止）

当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間（そのLTE無線通信サービスの料金その他の債務（このほかの支払を要することになったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのLTE無線通信サービスの提供を停止することとなります。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもお支払がないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金滞り債務を行う事項が別記において支払された場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- 契約の申込みが当たって、当社が定めた書面等事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 第12条（加入者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届出が内容に当たって事実と一致するところが判明したとき。
- 加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のサービスに係る料金等の債務（その契約条件等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもお支払がないとき。
- 加入者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第46条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 事業者又は事業者が施行規則に違反して当社が電気通信回線設備に自営電気通信設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続したとき。
- 第21条（自営端末設備に異状がある場合等の検査）もしくは第26条（自営電気通信設備に異状がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- 第22条（自営端末設備の電波放射の停止命令があった場合の取扱い）、第23条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第27条（自営電気通信設備の電波放射の停止命令があった場合の取扱い）又は第28条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

### 第6章 通信

#### 第31条（インターネット接続サービスの利用）

加入者は、インターネット接続サービス（LTE無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとしす。第32条（通信の条件）

当社は、LTE無線通信サービスを利用できる区域において、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限るを行うことができます。ただし、その区域内にあっては、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波が伝わりにくいとすることができな場合があります。

2LTE無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとしす。

3LTE無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境等その他の要因により変動するものとしす。

4 当社は、1の無線機器において、一定時期内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時性的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。

5 電波状況等により、LTE無線通信サービスを利用しして送信された情報が誤りか解読が困難又は消失することもあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

### 第33条（提供の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めるときは、災害の予防若しくは被災、交通、通商若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要と事項を内容とする通信又は公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつてあらかじめ定める期間を優先的に取り扱うため、次条に定める機种的に利用している契約者回線（当社がそれらの機種との協議により定められたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を制限することがあります。

機種名	
気象観測	水防観測
消防観測	災害消防観測
秩手の維持等に直接関係がある機種	防衛に直接関係がある機種
海上の保安に直接関係がある機種	輸送の確保に直接関係がある機種
通信業務の提供に直接関係がある機種	電力の供給の確保に直接関係がある機種
ガスの提供の確保に直接関係がある機種	水道の供給の確保に直接関係がある機種
選挙管理観測	別記2の基準に該当する新制度等の機種
預行金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機種

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、LTE無線通信サービスの運用及び設備の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。

4 無線区間（契約者回線に係る部分）とします。以下同じとします。）における通信については、AXGP方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

5 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を稼働、増設もしくは減設（以下「稼働等」といいます。）することがあります。この場合、稼働区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

6 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は稼働等を行うときは、あらかじめそのことを加入者に敬知します。ただし、緊急な必要を得ない場合は、この限りではありません。

### 第7章 料金等

#### 第34条（料金の費用）

当社が提供するLTE無線通信サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能の利用料、手続きに関する料金及び工事にに関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

3 加入契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、当該支払に要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第35条（利用料金の支払義務）

加入者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（付加機能又は付加機能装置の提供についてはその提供を開始した日）の属する月の翌月から起算し加入契約の解除があった日（付加機能又は付加機能装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は1カ月間とします。）について、当社が提供するLTE無線通信サービスの料金を規定に準ずる利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりLTE無線通信サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- 次の場合が生じたときは、加入者は、その期間中の利用料金の支払、を要します。
ア 利用の一次中断をしたとき
イ 提供中止があったとき
- 前号の規定による限り、加入者は、第44条に定める場合を除き、LTE無線通信サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払、を要します。

### 第36条（手続きに関する料金の支払義務）

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行、当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が発生しているときは、当社は、その料金を返還します。

### 第37条（料金の支払方法）

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払、とします。これ以外の方法により支払う場合も双方の合意に基づく方法によるものとします。

2 費用の支払は、当社が指定する期日（金曜日の場合又は祝営業日）に支払うものとします。

3 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書又は領収書の発行を行わないものとします。

4 料金の計算方法並びに料金および工事にに関する費用の支払、方法は、料金表規則に定めるところによります。

### 第38条（滞り金）

加入者は、料金の支払を不払に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない）額としす。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を滞り金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

### 第39条（延滞利息）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内で支払があった場合は、この限りではありません。

### 第8章 保守

#### 第40条（当社の権等保留）

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業者用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第41条（加入者の権等保留）

加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（無線機器に限りず。）又は自営電気通信設備（無線機器に限りず。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### 第42条（加入者の切欠き責任）

加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなり、又は当該自営端末設備又は自営電気通信設備が故障のみ、ことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の稼働状態にて、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱要項又は当社が指定する者により当社が別に定める方法によって調査を行い、その結果を加入者にお知らせします。

3 当社は、前項の要請により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障が生じ、と判定した結果を契約

者にお知らせした後において、加入者の請求より当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備であったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

### 第43条（設備の修理又は更新）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に全部を修理し、又は更新することができな、ときは、事業者が施行規則に規定された公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は更新します。ただし、24時間未満の修理又は更新を保証するものではありません。

### 第9章 損害賠償

#### 第44条（責任の制限）

当社は、LTE無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLTE無線通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認めた時から起算して、24時間以上その状態が継続したとき限り、この契約の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、LTE無線通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認めた時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に相当するLTE無線通信サービスの利用料等の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3カ月以内当該請求が行われなかったときは、加入者はその権利を失うものとしす。

3 当社は、当社が提供するサービス内容、また加入者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性及び有用性などの保障はいたしません。当該情報のうち当社以外の第三者による悪用に係るものとは区別して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。

4 当社は、加入者がサービス利用に関して、他の加入者又は第三者に与える損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第10章 権利

#### 第45条（権利の制限）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが難しく困難であるとき又は料金その他の情報の提供を拒むもしくは怠るおそれがあるとき認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

### 第46条（利用に係る加入者の義務）

加入者は、次のことを守っていただきます。

1 加入者は、当社が契約に基づき設置した端末設備（自営端末設備にあっては、無線機器に限りず。）又は自営電気通信設備（無線機器に限りず。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは複製し、又はその設備の仕様その他の仕様を適法にしないこととします。ただし、天災、事変その他の事象に際して保護を必要とあるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要とあるときは、この限りではありません。

2 加入者は、故意に通信の伝送を妨げようとする行為を行わないこととします。

3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した設置情報を改ざんしないこと。

4 加入者は、当社が業務の遂行に支障があると認められる場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機能、付加機能等を取り付けないこととします。

5 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を適法な管理者の注意をもって保管することとします。

6 加入者は、規定に違反して電気通信設備を滅失し、又は盗損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要と費用を支払っていただきます。

7 加入者は、当社が発行されたIDなど管理の責任を負います。IDなどを忘れた場合や盗まれた場合、紛失した場合、第三者に与られた場合、第三者に利用されていることが判明もしくは隠匿される場合、加入者は速やかに当社に届け出、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。

8 当社はIDなどの使用上の態様や第三者の使用による損害の責任を負いません。加入者は、IDなどの管理責任を負うものとし、加入者以外の第三者に利用させる、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。

9 加入者はサービスを利用するために必要と機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、加入者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

10 加入者は、前記各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

11 加入者は、LTE無線通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしなものとします。

- 公序良俗に反する行為
- 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- 第三者の著作権その他の権利、財産又は位置情報（端末設備の存在にに係る精度及び精度等の情報をいいます。以下同じとします。）を侵害することができると認められる契約者回線若しくは、それを他人に許可させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事象が発生しないよう必要と措置を講じること。
- 他人に不利益を与える行為、他人を利用させる行為、又は差別し、名誉、信用を害する行為
- 上記各号の他、法令に違反するもの、又は違反するおそれのある行為
- LTE無線通信サービスの冒用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為
- ねせつ、児童ポルノ、又は児童虐待にかかわる画像、文書などを送信、掲載する行為
- 第三者又は当社にのみずましてサービスを利用する行為
- ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 大量のメールを送信する行為及び当該送信行為により転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を与える電子メールを送信する行為
- 第三者又は当社が信頼など無断でアクセスする行為及び個人情報保護法に定める個人情報の運用を行なう行為
- 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不利益や不利益を与える行為
- 詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為
- 無断で複製（いづゆるネズミ講）を複製し、又はこれを勧誘する行為
- 事実と反する情報を送信、掲載する行為
- 選挙期中等であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- 約款に違反する行為その他のインターネットの運用を妨害するすべての行為
- 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社判断する行為
- その他、当社が不適切と判断する行為

### 第47条（反社会的勢力の排除）

加入者および利用者は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ承諾しなくてはならないことを表明し、保証するものとします。

- 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロほか、共謀団、暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に排絶されるべき関係を有すること。
- 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ない、ことを保証するものとしす。
  - 暴力団員等と
  - 法外な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽りを用い、または威嚇を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 当社が加入申込者および加入者が前2項に規定する事項と反すると具体的に認められるときは、加入申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、加入申込者および加入者はこれに応じるものとします。この場合において、当社が加入申込者および加入者に対し必要と見いだす資料の提出を求めることができるものとし、加入申込者および加入者は、これに応じるものとします。
- 当社は、加入申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に關して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等を行ない、もしくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することができるものとします。
- 加入申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

### 第48条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる権限を譲り渡したものであるとして、この契約に基づき料金を請求することを承諾していただきます。

2LTE無線通信サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のLTE無線通信サービス利用契約についても解除があったものとします。

### 第49条（法令に規定する事項）

LTE無線通信サービスの提供及び利用において、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第50条（罰則）

この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は提議に供します。

### 第51条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2 刑罰令公法第197条第2項（捜査関係事項届出）、第218条（令状による捜査）その他可去もしくは不可逆の侵害のための通信傍聴に関する法律の規定に基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 特定電気通信設備提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

### 第52条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、当社が事業部長を個人情報管理責任者とし、本サービスを提供するため必要と加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取扱うものとします。

2 当社が収集し知り得た加入者に関する氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、及びその他当社が別に定める加入者に関する個人情報、次に掲げる目的で取り扱います。

(1) サービスの提供を開始・継続・又は終了（電気供給、施工、顧客管理、課金管理、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要と場合を含みます。）するため利用する場合

(2) 当社が提供するサービス（録画テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス及びそれぞれの付加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動に利用する場合

(3) 新サービスの発注、顧客満足、解除理由の調査、分析を行う場合

(4) 加入者から個人情報の取扱いに関して、新たな同意を求めるため利用する場合

3 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項(2)の適正に必要な個人情報を、契約に付サービス会社と書面通知により提供します。

4 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要と必要な措置で、機器安全対策等に関する営業活動を行う場合があります。

5 当社は、個人情報の漏えいなどがないよう十分な対策を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。

6 お客様が自身の個人情報に関して、利用目的の撤回、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、「0120-751-114」にてうけたまわっております。

### 第53条（苦情処理）

当社は、加入者の個人情報取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速に処理に努めます。

### 第54条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

### 第55条（情報提供等）

当社は、本契約により生じる一切の紛争等については金沢地方裁判所を専断的合意管轄裁判所とします。

### 第56条（定めなき事項）

本契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入申込者または加入者は、利用契約締結の主旨に鑑み、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

### 別記

1LTE無線通信サービスの提供区域等
当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業区域内を主としす。

### 2 新制度等の基準

用語	用語の意味
1 新制度	次の基準のすべてを備えた日附刊紙を発行する新制度。(1)政治、経済、文化その他公共的事項を報道し、また、提議することを目的とし、あらかじめ発表されること。
2 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であつて自主放送を行う者

<p>3 通富士</p>	<p>新報社又は放送事業者等（1）欄の基準のすべてを満たした印刷物紙（以下掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます）を併発することを主な目的とする通富士</p>
--------------	--

<p><b>3 自営端末設備及び自営電通専用設備の適合すべき技術基準等</b></p>
<p>端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）</p>

#### 4 検査等のための端末設備の持ち込み

加入者は、次の場合には、その自営端末設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）もしくは自営電通専用設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE 無線通言サービス取扱い所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- 認証解除の登録等を行うとき。
- LTE 無線通言サービス契約第27条又は第29条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- 電波法に基づく端末設備又は自営電通専用設備の検査を受けるとき。

<p><b>5 加入者の支出状況等の情報を通知する電通事業者</b></p>
<p>電気通信事業者 加賀ケーブル株式会社</p>

附則（実効期日）
この約款は、令和4年7月1日から実施します。

<p><b>《スカイLAN 無線通言サービス料金表》 通則</b></p>
<p>（料金の計算方法）</p> <p>1 当社は、加入者がその契約に基づいて支払う料金を毎月1日をもって計算します。（端数四捨）</p> <p>2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。（料金の支払ム）</p> <p>3 加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとなります。</p> <p>4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する前日から従って支払っていただきます。（料金）</p> <p>5 この料金表に係る料金について支払ムを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。（料金等の消費税等）</p> <p>6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び解約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を又は工事費に関する費用を減免することがあります。</p> <p>7 当社は、料金等の減免を行ったときは、LTE 無線通言サービス取扱い所に提示する等の方法により、そのことをお知らせします。（クレジットカード支払ムに関する特約）</p> <p>1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとなります。</p> <p>2 加入者は、加入者から当社へ申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとなります。また、当社が、加入者が届出たクレジットカードの発付カード会社の指示により、加入者が届出たクレジットカード以外で当社が料金を請求したした場合も、前項と同様に支払うものとなります。</p> <p>3 加入者は、当社に届出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとなります。</p> <p>4 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払ムが元において、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとなります。</p>

別表
第1表 LTE 無線通言サービスに関する料金
第1 基本利用料
1 適用
基本利用料の適用については、第35条（利用料金の支払義務）によるほか、次の通りとします。
2 料金額
1 契約ごとに

項目	品目	料金額
基本利用料	通常プラン	月額 2,720 円

※無線機器の端末料を含みます。
※メールサービスやセキュリティは別属していません。

<p>第2 区分</p>	<p>区分</p>	<p>単位</p>	<p>料金額</p>
<p>新規加入手数料</p>	<p>初回登録時のみ</p>		<p>3,300 円</p>
<p>無線機器機能変更手数料</p>	<p>無線機器の機能を変更する際、支払ムを要する料金</p>		<p>1,650 円/1回につき</p>
<p>休止料</p>	<p>LTE 無線通言サービスの利用を休止するときに支払ムを要する料金</p>	<p>月額</p>	<p>1,100 円/1台につき</p>
<p>違約金</p>	<p>利用料1カ月分月額額</p>		<p>2,720 円</p>
<p>機器設置金</p>	<p>本体(SIMカードを含む)SIM カード</p>		<p>20,000 円/1台につき 1,000 円/1枚につき</p>

附則（実効期日）
この料金表は令和4年7月1日より実施します。
表記の料金はすべて税別です。

## ■加賀ケーブルIP - VOD「みるプラス」加入契約約款

第1章 総則
第1条 約款の適用
加賀ケーブル株式会社（以下「当社」という）は、当社が別に定めるケーブルテレビ契約約款（以下「テレビ約款」という）およびインターネット契約約款（以下「ネット約款」という）およびスマートテレビ加入契約約款並びにこのIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]加入契約約款（以下「本約款」という）に基づき、VODサービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. 本約款は、当社が提供する本サービスに限り適用されるものとし、本サービスの利用者（以下「加入者」という）は、本約款を遵守するものとなります。
3. 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することがあります。

**第2条 約款の変更**
当社は、加入者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとなります。
**第2章 加入契約**
**第3条 契約の単位と成立**
本サービスの契約については、加入者が本約款及び提携事業者の規約に同意し、当社所定の加入申込書に必要事項を記入の上、これを当社へ提出し当社が承認した際に成立するものとなります。ただし、当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体の提供は行わないものとなります。
2. 加入者及びID を付与した家族毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとなります。
3. ID を付与された加入者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は、登録完了した機器最大3台までとします。ただし、同一ID においては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとなります。
4. 当社が利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。
（1）利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に請求された登録金の支払ムを怠る恐れがあると認められる場合。
（2）利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に違反する恐れがあると認められる場合。
（3）本サービスの提供を受けるために必要な環境が困難であると判断される場合。
（4）利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合。
5. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとなります。
6. 本サービスの利用期間は1カ月単位の自動更新とする。

**第9条 本サービスの視聴申し込み**
当社は、加入者に対して別途定めるIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]利用に関する機器仕様」を備えた機器（以下「視聴機器」という）を通じて、第8条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込みむものとなります。
2. 「見放題（ックプライム）」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとなります。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けられず、申し込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

**第10条 視聴制限付コンテンツ**
本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者への成人向けコンテンツの提供は致しません。

という）およびインターネット契約約款（以下「ネット約款」という）およびスマートテレビ加入契約約款並びにこのIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]加入契約約款（以下「本約款」という）に基づき、VODサービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. 本約款は、当社が提供する本サービスに限り適用されるものとし、本サービスの利用者（以下「加入者」という）は、本約款を遵守するものとなります。
3. 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することがあります。

**第2条 約款の変更**
当社は、加入者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとなります。
**第2章 加入契約**
**第3条 契約の単位と成立**
本サービスの契約については、加入者が本約款及び提携事業者の規約に同意し、当社所定の加入申込書に必要事項を記入の上、これを当社へ提出し当社が承認した際に成立するものとなります。ただし、当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体の提供は行わないものとなります。
2. 加入者及びID を付与した家族毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとなります。
3. ID を付与された加入者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は、登録完了した機器最大3台までとします。ただし、同一ID においては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとなります。
4. 当社が利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。
（1）利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に請求された登録金の支払ムを怠る恐れがあると認められる場合。
（2）利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に違反する恐れがあると認められる場合。
（3）本サービスの提供を受けるために必要な環境が困難であると判断される場合。
（4）利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合。
5. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとなります。
6. 本サービスの利用期間は1カ月単位の自動更新とする。

**第4条 加入申込みの撤回**
加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとなります。
2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。
3. 加入契約後、引込工事、宅内工事等を直し込み、また完了済みの場合に加入者またはその工事に要した費用の全額の費用を負担するものとなります。
**第5条 解約**
加入者は、加入契約を解除しようとする場合、当社指定書式により当社にその旨申し出るものとなります。
2. 加入者が解約の場合、第17条（利用料金）の規定による利用料を含む全ての料金（例：月々の月額利用料も含む）を当該解除の日属する月の翌月末まで一括清算するものとなります。
3. 解約の場合、当社がサービスの提供を停止します。加入者が解約に伴い、加入者が所有若しくは占有する敷地、建物その他の工作物等の敷地を要する場合、加入者こそその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
4. 加入者は、加入契約を解除した場合、直ちに機器等を当社へ返却するものとなります。なお、当社に返却しない場合は、当社は、別表1に定める機器設置金を請求します。

**第6条 本サービスの内容**
本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」という）を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」という）です。
3. 本サービスの提供先は日本国内とします。
2. 本サービスは地域別再 建物（債権）状況により利用できない場合があります。
**第7条 本サービス利用の条件**
当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体の提供は行わないものとなります。
2. 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申込みものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとなります。
3. 本サービスの提供は当社の提供する以下のインターネットサービスの利用が必要です。なおインターネットサービスを休止もしくは停止している期間は本サービスの利用ができなくなります。つきましてはインターネットサービスを休止または休止しから再開した際に再申し込みしたサービスの利用をご希望される場合は再度申し込み手続きが必要となり、第11条に定める認証用のID とパスワードが変更となりますのでご了承ください。

**第8条 サービスの種別**
本サービスは以下の各号で定める種別があります。
（1）「FOD」
フリー・オン・デマンド（Free On Demand）の略称で、当社がいない提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをもいいます。
（2）「見逃し番組」
当社とチャンネル提供等のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者及び番組制作業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴が可能な番組として、当月の月初から月末までの1カ月間を利用単位として利用できるサービスです。
（3）「見放題（ックプライム）」
当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。

**第9条 本サービスの視聴申し込み**
当社は、加入者に対して別途定めるIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]利用に関する機器仕様」を備えた機器（以下「視聴機器」という）を通じて、第8条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込みむものとなります。
2. 「見放題（ックプライム）」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとなります。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けられず、申し込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

**第7条 本サービス利用の条件**
当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体の提供は行わないものとなります。
2. 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申込みものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとなります。
3. 本サービスの提供は当社の提供する以下のインターネットサービスの利用が必要です。なおインターネットサービスを休止もしくは停止している期間は本サービスの利用ができなくなります。つきましてはインターネットサービスを休止または休止しから再開した際に再申し込みしたサービスの利用をご希望される場合は再度申し込み手続きが必要となり、第11条に定める認証用のID とパスワードが変更となりますのでご了承ください。

**第8条 サービスの種別**
本サービスは以下の各号で定める種別があります。
（1）「FOD」
フリー・オン・デマンド（Free On Demand）の略称で、当社がいない提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをもいいます。
（2）「見逃し番組」
当社とチャンネル提供等のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者及び番組制作業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴が可能な番組として、当月の月初から月末までの1カ月間を利用単位として利用できるサービスです。
（3）「見放題（ックプライム）」
当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。

**第9条 本サービスの視聴申し込み**
当社は、加入者に対して別途定めるIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]利用に関する機器仕様」を備えた機器（以下「視聴機器」という）を通じて、第8条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込みむものとなります。
2. 「見放題（ックプライム）」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとなります。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けられず、申し込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

**第9条 本サービスの視聴申し込み**
当社は、加入者に対して別途定めるIVOD（ビデオ・オン・デマンド）[mipuls（みるプラス）]利用に関する機器仕様」を備えた機器（以下「視聴機器」という）を通じて、第8条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込みむものとなります。
2. 「見放題（ックプライム）」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとなります。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けられず、申し込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

**第10条 視聴制限付コンテンツ**
本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者への成人向けコンテンツの提供は致しません。

2. 本サービスには、視聴制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴制限付コンテンツ」という）があります。視聴制限付付コンテンツは、視聴開始年齢が設定している加入者が認証番号を入力を行うことにより、視聴することができず。
3. 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための認証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じて所定の方法により通知します。
4. 認証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとなります。
5. 加入者は、認証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が検出された事態を発見したときは、加入者が認証番号を変更する等の措置を講じるものとなります。当社は、最近視聴年齢が異なるものや視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、加入者は、第三者による認証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとなります。

**第11条 認証情報**
サービス利用の際、加入者は当社が別途定める方法にて認証用のID とパスワードを取得・設定するものとなります。
2. 加入者は、自らの認証情報について、自己の責任において厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上（下記）に保管し、生年月日等の第三者に開示せしめずし、情報を認証情報とする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとなります。
3. 認証情報を利用して行われた行為は、全加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うものとなります。
4. 加入者は、認証情報第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社に直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとなります。
5. 加入者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとなります。
6. 加入者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提携事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しないがけにならないものとなります。

**第12条 一時中断**
当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合において、も一切の責任を負わないものとなります。
（1）当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
（2）火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合
（3）その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断する場合には、当社が適当と判断する時点で事前に加入者に通知するものとなります。但し、緊急の場合は、この限りではありません。
3. 当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で加入者に通知することにより、加入者に何らの損害をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任は一切を負わないものとなります。

**第13条 本サービスの中止**
加入者は、本サービス提供期間中において本サービスの利用を中止する場合は、当社所定の方法より、当社に対して申し出て行うものとなります。
2. 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告をなしに、直ちに当該加入者に対し本サービスの提供停止し、また加入契約の解除をすることができるものとなります。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとなります。
（1）当社への届出内容と虚偽があったことが判明した場合
（2）本サービス提供が滞った場合
（3）本約款または提携事業者の規約が約款等のいずれかに違反した場合
（4）本サービス利用に際して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合
（5）その他、当社が加入者として不適切と判断した場合

**第4章 サービスの変更等**
**第14条 加入契約申込書記載事項の変更**
加入者は、サービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を当社指定書式により申し出るものとし、当社はそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとなります。
2. 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第3条（契約の単位と成立）の規定に基づいて取扱うものとなります。

**第15条 権利義務の譲渡等の禁止**
加入者は、本規約に基づき権利義務のうち、なかな一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとなります。

**第5章 料金等**
**第16条 初回導入費用**
加入者は、別表1に定める初回導入費用を当社に支払うものとなります。
（1）加入登録料
（2）みるプラス端末（IP-STB）設置費用
2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、初回導入費用を設定することがあります。

**第17条 利用料金**
加入者は、別表1に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとなります。利用料金は毎月1日から末日までを1カ月として毎月単位で計算を行います。
（1）「見放題（ックプライム）」利用料金
（2）スマートお得（ックプラス利用料金
（3）スマートTV ボイスプラス利用料金
（4）スマートTV ボイス2プラス利用料金
（5）スマートTV ボイス2 ミニプラス利用料金
2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。
3. 加入者が、アズミック・エース株式会社（以下「AA」という）が提供する「見放題（ックジャンル）」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、AA の定めるところに従い、AA の加入者に対する優遇の優待を受けるとします。これにより、加入者は、「見放題（ックジャンル）」および「TVOD」の利用料を当社に支払うものとなります。
「見放題（ックジャンル）」を解約する際は、申込み時と同じくIP-STB、又はレコー・スマートフォン、タブレットいずれかより解約手続きが必要とす。

**第18条 料金の支払ム方法**
料金の支払ム方法は、口座振替もしくはクレジットカード支払ムとなります。

**第19条 料金の返還**

当社の責めに帰すべき事由により「見放題（ックプライム）」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時から起算して24時間以上連続し、かつ第9条第2項に基づき視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社が加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分）に限り、について24時間単位で料金を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を返還します。

**第6章 責任及び利用の制限等**
**第20条 責任**

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとし、また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわれず、また、本サービスの提供において、加入者は、本サービスを利用することにより、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要品等を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社が加入者の本サービスへの利用手段に開示しないものとし、機器や通信手段等の不具合に力ける責任を負いません。
3. 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとなります。
4. 加入者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該加入者に対して損害賠償を請求を行うことができるものとなります。
5. 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を加入者からの注意を持って管理し、それら機器の複製、取り出し、変更、分解または複製をしないものとなります。これに反した場合加入者自身の責任により復旧するものとなります。
**第21条 本サービスの利用の制限**
加入者は、当社が事前に承認した場合（解除等に関して権利を第三者が有る場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承諾を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私的使用以外の目的に使用しないものとします。
2. 加入者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとなります。

**第7章 雑則等**
**第22条 設置場所の変更**
加入者は、次の場合に限り引取及び機器等の設置場所を変更できるものとなります。
（1）変更先が同一敷地内の場合
（2）変更先が、当社がサービスを提供している区域外であり、技術的に可能な場合

**第23条 端末機などの貸与**
当社は、加入者にサービス毎に機器等（みるプラス端末（IP-STB）本体及びその付属品）を貸与します。
2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとなります。
3. 加入者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、別表1に定める機器設置金を算出し、それにより当社に支払うものとなります。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとなります。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気的加入者から提供していただきます。

**第8章 権利**
**第24条 禁止行為**
加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとなります。
（1）ビデオコンテンツを複製もしくは複製し、また転載もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
（2）ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に複製させる行為
（3）不正な手段を用い、当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（4）本サービスの提供に支障を来す、またはその恐れがある行為
（5）前各号に定める行為が、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害する、またはその恐れがある行為
（6）法令もしくは公序良俗に違反する、またはその恐れがある行為

**第25条 個人情報、通信内容等の利用**
加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護」が適用されるものとなります。
2. 加入者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとなります。

- 加入者の確認や利用履歴提供、向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、サービスに関する情報の提供、変更、解約等に関する手続き、番替請求の受付、及び料金請求や帳簿業務などのため。
- 加入者の視聴状況について集計・分析を行い、個人が個別に特定できないよう加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその他の分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- 加入者との電話など事前ご連絡済むことにより、お問い合わせ内容、ご意見、ご要望等を正確に把握しサービスの向上を為すため、及び必要と認めた向上を図り顧客満足度を高めるため。
- VODサービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- 上記（1）～（4）のほか、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加え、加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要と利用するものとなります。
- 当社は、加入者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他加入者に同意のサービスを提供するために、加入者が当社のサーバーにアクセスする際のIP アドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合に携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（Cookie）の技術を利用して加入者のアクセス履歴に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
- 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとなります。
- 当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営に当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の権利者・その他権限を有する当局に開示・提供することができるものとなります。
- 個人情報を入力をいたされた場合、本サービスのお申込を受付けず事ができませんのでご了承ください。
- お客様はご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。
- 当社の個人情報保護管理責任者及び個人情報保護責任者の氏名・その住所を公開する等と併せて開示・提供することができる住所 〒922-0401 石川県加賀市神保町174番地60

連絡先 加賀ケーブル株式会社  
宛先 個人情報保護管理者 代表取締役社長  
電話 0120-751-114  
電子メール office@kagacable.jp

#### 第26条 知的財産権および成果物の帰属

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの複製のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転売等は一切行うことできません。

2. 加入者がアンケート等で当社に回答し、その内容等に基づいての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作権人権権を行使しないものとします。

項目	費用
加入登録料	5,500円
みるプラス端末（IP-STB）設置費用	5,500円

#### 第27条 通信の秘密

当社は、電気通信事業法及び電気通信業における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年6月24日総務省告示第216号）に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- 通信当事者の同意がある場合。
- 刑事罰則法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

#### 第28条 管轄裁判所

本サービス及び加入契約に関し、当社と加入者との間に紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第1審の専断的合意管轄裁判所とします。

#### 第29条 定めなき事項

本契約に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付則

- 当社が特約が必要があるときには、この約款の特約を付することができるものとします
- この約款は、令和8年1月1日より施行します。

別表1. 料金表

##### 1. 初期導入費用

※ スマートお得パックプラス、スマートTVボイスプラス、スマートTVボイス2プラス、スマートTVボイス2ミニプラスの方は無料。

##### 2. サービス利用料金

品目	利用料金(月額)
見放題パックプライム	1,026円
見逃し番組	無料※
FOD	無料
スマートお得パック利用料金	10,868円
スマートTVボイスプラス利用料金	10,868円
スマートTVボイス2プラス利用料金	10,868円
スマートTVボイス2ミニプラス利用料金	8,008円

※ デラックス、スーパーコース、スマートお得パックプラス、スマートTVボイスプラス、スマートTVボイス2プラス、スマートTVボイス2ミニプラスに加入している方のみ、確認できます。

##### 3. IP-STB 本体及び付属品の機器設置料金

項目	費用
みるプラス端末(IP-STB) 本体	16,500円
みるプラス端末(IP-STB) リモコン	4,400円
みるプラス端末(IP-STB) 電源	4,400円

表題の料金はすべて税込です。

## ■お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）でログインすることに関する注意事項

- お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）とパスワードで、「お客様専用ページ」や該当するオプションサービス、他に当社が提供する対象サービスおよび当社もしくは当社以外の第三者が提供する「お客様専用ページ」に対応する各種サービスへのログインが可能です。お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）とパスワードの組み合わせが、他の方には知られてしまうと、他の方がお客様になって、お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）でのログインをして「お客様専用ページ」を使用したり、オプションサービスやその他当社が提供するサービスおよび当社もしくは当社以外の第三者が提供する「お客様専用ページ」に対応する各種サービスを使用したりする可能性があります。お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）とパスワードの組み合わせ情報については、お客様自身がしっかりと管理、ご注意ください。ご注意ください。

●お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）は、契約者もしくは支払者に対して付与され、利用できるものです。第三者が利用することはできません。

●当社は、サービス利用時に入力されたお客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）およびパスワードが、登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合は、本人による使用とみなします。それか第三者による不正使用であった場合でも、契約者に生じた損害をすべて一切責任を負いません。

● お客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）およびパスワードが盗用され又は窃用される可能性があることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

●利用者のお客様番号（お客様専用ページ利用時は「ユーザー ID」）ならびにパスワードの管理不備により、情報漏洩や情報システムの提供者が著しく不利益を受けた場合、利用者に責任が発生することがあります。

この注意事項は、令和2年8月1日より実施します。